

聖徳大学短期大学部 自己点検・評価報告書

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I -A-1 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

聖徳大学短期大学部は、建学の理念に聖徳太子の「和」の精神を掲げている。「和」とは、なごみであり、親しみであり、穏やかさであり、助け合うことであり、他人を思いやることを意味している。本学では「人間教育」「女性教育」という大きな柱を基礎として、互いに自らを律し、思いやり、慎み、いたわり、やさしさ、協調性を発揮し、誠意ある共感的な人間関係をつくりだしながら課題解決に立ち向かう「自律と自立」の心をそなえた、世界を舞台に活躍できる女性を育成し、調和ある社会の発展に貢献することを教育理念・理想としている。これを建学の精神として大学ウェブサイトのほか、学生便覧、短期大学案内等により学内外に示している（ウェブサイト「建学の精神」 <https://www.seitoku-u.ac.jp/about/philosophy/>）（学生便覧 2024 p.11、16）（聖徳大学短期大学部案内 2025 p.29）。

教育基本法第 7 条では「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と規定している。さらに学校教育法第 108 条には「大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。」と大学の目的を示している。これらを踏まえて、学則第 1 条に本学の目的を「一般教育と密接な関係を保ちつつ保育・生活文化・福祉ならびに文学に関する理論と実際にわたり教授・研究し、かつ、円満な人格を陶冶して文化国家の要望する良識と技能をそなえた文化人・家庭人としての良き女性の育成を目的とする」として、短期大学の建学の精神を示している（学則第 1 条）。これは教育基本法第 1 条の「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」という教育の目的と合致し、さらには私立学校法第 1 条の「公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ること」とも合致している。以上のことから短期大学の建学の精神は、教育基本法等に基づいた公共性を有している。

本学の建学の精神は、学生便覧、「SEITOKU スタートアップガイド」「聖徳大学短期大学部案内 2025」「ウェブサイト」、在学生対象の広報誌である「Wa」などを通じて学内外に表

明されており、学生を含むステークホルダーが認識し、理解を得られるようになっている（学生便覧 2024 p.11）（SEITOKU スタートアップガイド p.1）（聖徳大学短期大学部案内 2025p.29）（ウェブサイト「建学の精神」<https://www.seitoku-u.ac.jp/about/philosophy/>）（ウェブサイト「Wa」<https://www.seitoku-u.ac.jp/27642/>）。特に学外へは、オープンキャンパス、キャンパス見学、高校教員対象入学説明会、高校訪問、各種進学説明会などの機会に短期大学案内等を用いて説明を行うなど、積極的に表明し、「和」の精神の認識と理解を得るための取り組みを行っている（聖徳大学短期大学部案内 2025 p.29）。

本学 8 号館クリスタルホール 1 階の「聖徳学園建学記念館」では、本学創立者川並香順・孝子の生い立ちを前史として、昭和 8（1933）年に「和」の精神を建学の理念として聖徳家政学院、新井宿幼稚園を開いてから、今日に至るまでの法人の発展を実物資料や映像資料で紹介しており、学生や教職員は日常的に建学の精神に触れることができる（聖徳学園建学記念館パンフレット）。さらに学内には、聖徳太子の肖像画、創立者川並香順・孝子の写真が掲示されている。また、川並香順記念講堂の緞帳には建学の精神である「和」があしらわれるなど、学生、教職員は常に建学の精神に触れ共有している。

学生に対しては、入学式、卒業証書・学位記授与式における学長告辞、在学生対象の広報誌である「Wa」、学生便覧などの様々な機会や文書を通じ、保護者に対しては年 8 回開催している保護者会において、入学から卒業まで継続的・定期的に建学の精神を確認できるようにしている（入学式学長告示）（卒業証書・学位記授与式学長告示）（ウェブサイト「Wa」<https://www.seitoku-u.ac.jp/27642/>）（学生便覧 2024 p.11）（SEITOKU スタートアップガイド p.1）（保護者会実施要領）。建学の精神「和」に基づく人間教育である本学独自の教育プログラム「聖徳教育」の一環として実施する導入教育合宿 FC（Freshmen Camp）、SEITOKU チャレンジ DAY、学外研修 I（志賀高原）及び学外研修 II（北海道）において、「和」の精神を人材養成の目的の中に入れて実践的に学び共有されるよう指導している（FC 実施要項）（学外研修 I（志賀高原）実施要項）（学外研修 II（北海道）実施要項）。さらに、アセンブリーアワーなどの建学の理念である「和」の精神を中心とした講話においても共有に努めている（学生便覧 2024 p.20）（令和 6 年度アセンブリーアワー実施記録）。学外研修終了後のアンケートやルーブリック評価を通して、建学の精神について振り返り、教員はその結果を検討し、次年度の実施に反映できるよう定期的に確認している（令和 6 年度入学生導入教育（FC）自己評価の結果）（令和 6 年度 保育科 学外研修 I（志賀高原）自己評価の結果）（令和 6 年度 保育科 学外研修 II（北海道）自己評価の結果）。全教職員へは、入学式、卒業証書・学位記授与式における学長告辞等に加えて新年顔合わせ会や創立記念日式典などを通して、建学の精神を共有し定期的に確認している（新年顔合わせ会実施記録）（創立記念日式典実施記録）。

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。

学則第 1 条に教育目的を「聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として学校教育法にのっとり、一般教育と密接な関係を保ちつつ保育・生活文化・福祉ならびに文学に関する理論と実際にわたり教授・研究し、かつ、円満な人格を陶冶して文化国家の要望する良識と技能をそなえた文化人・家庭人としての良き女性の育成を目的とする。」とし、同 1 条の 2 に各学科の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的を提示し確立している。このような形で、学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している（学則第 1 条、同第 1 条の 2）。

学科の教育目的・目標についてはウェブサイトで公表し、学内外に表明することによりステークホルダーや学生が認識し、理解を得るための取り組みを実施している（ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3 つのポリシー」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/）。

教員は授業科目のシラバスの執筆にあたり到達目標と学習成果を記載するだけでなく、その科目の「ディプロマ・ポリシーとの関連」を記載することでカリキュラム上の位置づけについても確認している。成績評価にあたっては、シラバスに記載した「評価方法と採点基準」に基づき、学科の教育目標及び卒業認定・学位授与の方針に掲げる学習成果の獲得の観点から、各科目で達成すべき到達目標と学習成果を位置づけ評価を行っている（シラバス（授業計画（シラバス）執筆要領（2024 年度用））。保育科においては幼稚園等における実習の評価表の項目を、学習成果の獲得の観点から分類し、教育目的・目標の達成状況を把握している（学習成果の獲得状況を測る手法と時期 第一部 2023 入学 全体集計）。総合文化学科においては、学科の卒業認定・学位授与の方針に掲げる 4 つの学習成果をその獲得の観点から分類し、DP 自己評価及び専門分野の到達度評価を用いて、教育目的・目標の達成状況を把握している（総合文化学科 2024 年度入学 DP 自己評価及び専門分野の到達度評価集計）。

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているかについては、平成 31（2019）年 4 月に制定した「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」において「聖徳大学・聖徳大学短期大学部 アセスメント・ポリシー」を定め、これにのっとり定期的に点検している。具体的には「内部質保証チェックシート」における「教育目標のアセスメント」に「教育目標に掲げる学則に定める人材養成の目的及び教育研究上の目的が達成されているか、検証結果をふまえて教育目標を改善している。」という自己点検・評価項目を設け、卒業生の受入先企業等からのアンケート結果等のデータを踏まえた検証と自己評価を各学科で年 1 回実施し、学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要

請に込えているかを定期的な点検している（聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程、内部質保証チェックシート）。その際、毎年 11 月には、キャリア支援課より IR 室を経由する形で、「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」第 4 条 3 項にのっとり、「学習成果の測定・評価のための提供データ」として学科毎の就職模擬試験データ（コンピテンシー、リテラシー）、受入企業アンケート結果（本学卒業生への期待、長所・短所）、卒業生へのアンケート結果（卒後 3～5 年の本学教育への満足度）が学科に提供されている（キャリアアセスメントテスト結果）（受入企業アンケート結果）（卒業生へのアンケート結果）。学科ではこれらのデータを踏まえて教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかを定期的な点検している。さらに保育科では就職先の幼稚園・保育所等に求める人材像についてインタビュー調査を行い、学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的な点検を行っている（2024 年 園(施設)が求める人材に関する聞き取り調査結果）。以上のような形で、学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的な点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的な点検している。

聖徳大学短期大学部では、建学の精神に基づき定めた三つの方針に掲げる卒業認定・学位授与の方針の中で、下に示すとおり教育目標とそれに基づく学習成果を定めている（学生便覧 2024 p.13）（教育課程（履修要項）（令和 6 年度）pp.7-8）（ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3 つのポリシー」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/）。

聖徳大学短期大学部は、上記の教育理念に基づいて、以下の四つの教育目標を掲げます。

【教育目標】

1. 他者を思いやる協調性とともな、凜として生き抜いていくための確かな人間性を育成する。
2. 自己分析力、論理的思考力、自己管理能力を活かし、個別学問領域を超えたアイデアや洞察力と多面的な問題発見・解決力を育成する。
3. 専門分野に関する理論・知識・技能を修得し、理論と実践を結びつけて社会で発揮できる専門性の高い実践力を育成する。
4. グローバルな視野を備え地域で活躍できる専門性の高い実践力を発揮して、自分なりの価値を見だし、自らの意思で一步を踏み出すことのできる女性を育成する。

聖徳大学短期大学部では、こうした教育目標に基づいて、以下の能力を備えた人材を育成します。

【学習成果】

1. 一流の文化・芸術がもつ普遍性と固有性を感受し、グローバルで多様な価値を受け止めることができる。
2. 思いやりと慎みの心をもって相手の立場に立ち、集団の中で自立した行動をとることができる。
3. 自己や事象を客観的かつ論理的に考察することができ、自己の生き方をデザインすることができる。
4. 個別学問領域を超えたアイデアや洞察力を活かし、自己の確立を図ることができる。
5. 専門分野に関する知識・技能を体系的に学び、理論と実践を結びつけて主体的に課題を解決することができる。
6. 専門領域に関わる理論と知識と技能を結びつけて、グローバルかつローカルな視点をもって、多様な実際的かつ実践的な問題や課題に主体的に、かつ協働して取り組むことができる。

聖徳大学短期大学部では、以上の学習成果を達成するために編成された教育課程において所定の単位を修得した人に、卒業を認定し、短期大学士の学位を授与します。

保育科及び総合文化学科は、短期大学部として定める「卒業認定・学位授与の方針」をさらに具体化し、各学科の「卒業認定・学位授与の方針」の中で、建学の精神に基づき学習成果を明記している（教育課程（履修要項）（令和6年度）p.11、28）（ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3つのポリシー」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/）。

保育科は以下の5項目を学科の教育目標に基づく学習成果として定めている。

1. 豊かな人間性を有し、他者を尊重し、良好な人間関係を構築することができる。
2. 子どもの成長・発達を理解し、一人ひとりの子どもに適切な援助をすることができる。
3. 表現技能・創造する力を修得し、子どもの表現を創造する過程を援助することができる。
4. 指導計画を立案し、保育実践を創意工夫し、改善に取り組み、保育の質を高めることができる。
5. 他者と協働して地域の保育課題に取り組み、提案、発信ができる。

また、総合文化学科は以下の4項目を学科の教育目標に基づく学習成果として定めている。

1. 思いやりと礼節心をもって他者と関わり、円滑な人間関係を形成することができる。
2. 幅広い教養に基づいた多様な視点から物事を考えるとともに、実社会で必要とされる基礎的な英語によるコミュニケーションとプレゼンテーションができる。
3. 自己を客観的に分析・表現し、かつ自己の生き方を省察してデザインすることができる。
4. 専門分野及び専門分野を越えた学際的な知識・技能、ICTの活用を通じて多面的・複合的な社会問題や地域の課題を思考・実践し解決することができる。

聖徳大学短期大学部及び各学科の学習成果は三つの方針を通じて教育課程（履修要項）、学生便覧、ウェブサイト等を通じて学内外に表明している（教育課程（履修要項）（令和6

年度) pp.7-8、p.11、28) (学生便覧 2024 p.13) (ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3つのポリシー」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/)。さらに各学科では、「学びで得られる成果 (Student Learning Outcomes : 以下 SLOs)」を定めて教育課程 (履修要項) に掲載し、学習成果の体系化と可視化を図っている (教育課程 (履修要項) (令和 6 年度) p.23、25、50、52、54、56、58、60)。

学習成果の点検については、学校教育法第 108 条の規定する「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的」とした学習成果の獲得に繋がっているかも含めて「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」にのっとり実施している。具体的には、「内部質保証チェックシート」の「学習成果のアセスメント」における「学位授与の方針に定める教育目標の達成に向けて、検証結果に基づき学習成果を改善している。」という自己点検・評価項目で、各学科が GPA 等の学習成果に関する量的・質的データ等を踏まえた検証と自己評価を年 1 回実施し、卒業認定・学位授与の方針に定める教育目標の達成に向けた学習成果の点検・検証を定期的実施している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

点検・評価の観点

(1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。

(2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。

①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。

②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

(3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) を明確に示している。

①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。

(4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) を明確に示している。

①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。

②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

短期大学部の卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) は、

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 16 号：平成 28 年 3 月 31 日公布）を受け、中央教育審議会大学教育部会『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（平成 28 年 3 月 31 日）などを踏まえ、それぞれを相互に関連付けて一体的な整合性のあるものとして定めている（学生便覧 2024 pp.13-15）（教育課程（履修要項）（令和 6 年度） p p.7-9、pp.11-12、pp.28-30）（ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3 つのポリシー」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/）。建学の精神及び学則に基づき定められた本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、人材養成目標・教育目標の達成に必要な学習成果を明確に示している。また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を体系的に達成するために、全学で共通に展開する科目（全学共通科目）と、それらを基礎とし相互に密接に関連しながら実践力を育む学科共通科目、高度な専門性を育む専門教育科目の教育課程で編成している。さらに、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示した目的を理解し、達成できる資質を持った入学者を求めることとし、三つの方針の一体性・整合性を重視した編成としている。短期大学部の三つの方針は、学科長及び学科担当者が作成した原案を基にして、自己点検・評価委員会及び企画委員会、学部長・学科長会での審議を経て策定している（自己点検・評価委員会議事録）（企画委員会議事録）（学部長・学科長会議事録）。令和 4（2022）年度の保育科及び総合文化学科の改訂においても学部長・学科長会で審議・承認された後、理事会での議決を経て行われている（学部長・学科長会議事録）（理事会議事録）。保育科及び総合文化学科ともに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める教育目標及び学習成果を踏まえた教育課程を編成・実施している。シラバス執筆にあたっては、各科目の学習成果の記載に際し卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関係性を記載することを求め、授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている（授業計画（シラバス）執筆要領（2024 年度用））。さらに、教務委員会によるシラバスの点検が行われ、教育課程の全授業科目に学習成果が反映しているかを精査する仕組みが確立されている（シラバス点検報告書）。その結果、教育課程の全授業科目に卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める教育目標の達成に向けた学習成果が反映されている。さらに、平成 30（2018）年度より、「聖徳大学短期大学部 アセスメント・ポリシー」にのっとり、三つの方針を踏まえた教育活動の状況及びその成果の検証、それに基づく継続的な改善の状況を各学科で自己点検・評価を行い、「内部質保証チェックシート」として自己点検・評価委員会に提出している（教育の内部質保証実施規程）。以上のように、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。三つの方針は、学生便覧、入試要項、教育課程、ウェブサイトなどを通して学内外に表明している（学生便覧 2024 pp.13-15）（各種入試要項）（教育課程（履修要項）令和 6 年度 pp.7-9、pp.11-12、pp.28-30）（ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3 つのポリシー」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/）

各学科では、建学の理念である「和」の精神を基に、学則に定める学科の目的に即した教育目的を定め、それらを達成するために必要な学習成果を定め学生便覧や各種入試要項、教

育課程、ウェブサイトで明確に示している。(学生便覧 2024 pp13-15) (各種入試要項) (教育課程 (履修要項) (令和 6 年度) pp.7-9, pp.11-12, pp.28-30) (ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3 つのポリシー」 https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/)

各学科の卒業認定・学位授与の方針はそれぞれの学習成果に対応しており、各学科の学習成果を達成するために編成されたそれぞれの教育課程において、所定の単位を修得した人に、卒業を認定し、短期大学士 (保育、フード・健康教育、教養・情報、生活デザイン、ファッション・デザイン) の学位を授与すると明記している (学則第 10 条・10 条の 2)。以上のように、卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応し、学生便覧、教育課程、ウェブサイトに掲載している卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) に、卒業の要件と成績評価、資格取得の要件を明確に示している。(学生便覧 2024 pp.13-15) (各種入試要項) (教育課程 (履修要項) 令和 6 年度 pp.7-9, pp.11-12, pp.28-30) (ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3 つのポリシー」 https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/)

各学科の卒業認定・学位授与の方針の下、「厳格な成績評価」に基づき、本学独自の「人間教育」プログラムを通じて、高い品性と深い教養、そして専門性を極めた高い実践力を身につけた女性の育成を行っている。その成果は令和 6 (2024) 年度の実就職率が 95.9% という数値に現れている。保育科においては令和 6 年度まで 12 年連続就職率 100% を維持しており、令和 6 年度の全国短期大学平均就職率 97.0% (ウェブサイト「令和 6 年度大学等卒業者の就職状況調査 (4 月 1 日現在)」 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/naitei/kekka/k_detail/1422624_00022.htm) と比較しても高い数値を維持している (キャリア支援課のデータ)。このことから卒業認定・学位授与の方針には社会的な通用性があるといえる。さらに、平成 27 (2015) 年度には「聖徳大学グローバル化ビジョン」を策定し、大学の伝統である「人間教育」によって豊かな人間性を発揮し調和あるグローバル社会の発展に貢献できる能力をそなえた人材を育成することを目指している (学生便覧 2024 p. 12)。また、短期大学の卒業認定・学位授与の方針でも、その教育目標の一つを「4. グローバルな視野を備え地域で活躍できる専門性の高い実践力を発揮して、自分なりの価値を見だし、自らの意思で一步を踏み出すことのできる女性を育成する。」としている (学生便覧 2024 p.13) (教育課程 (履修要項) (令和 6 年度) p.7) (ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3 つのポリシー」 https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/)。このように、本学では互いの価値観を共感的に受け止める確かな人間性、グローバルかつローカルな視点と学際的な洞察力、社会で発揮できる専門性の高い実践力をもつ人を着実に育成し、調和ある社会の発展に貢献することを目指している。これらのことから卒業認定・学位授与の方針には、国際的に通用性があるといえる。

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」にのっとり、「内部質保証チェックシート」における「教育目標のアセスメント」の中で定期的に点検している。具体的には、「学則に定める人材養成の目的及び教育研究上の目的が達成されているのか、検証結果をふまえて教育目標を改善している。」という自己点検・評価項目により、卒業生の受入先企業等によるアンケート結果等のデータを踏まえた検証

と自己評価を学科で年1回実施している。さらにその点検結果に対しては、自己点検・評価委員会が主体となり実施する、「内部質保証ヒアリング」において評価の妥当性の評価・検証も行っている。(聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程、内部質保証チェックシート、内部質保証に関するヒアリング結果のまとめ)。以上のように本学では、卒業認定・学位授与の方針を各学科の学習成果に対応する形で明確に示し、さらにその内容を定期的に点検している。

各学科は、学科で定める卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で目指す人材養成に結びつく学習成果の獲得に対応した教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、かかる方針に基づき短期大学設置基準にのっとり教育課程を編成し、教育課程やウェブサイトで明確に示している。(教育課程(履修要項)(令和6年度) pp.11-12、pp.28-30)(ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3つのポリシー」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/)

各学科において、全学で共通に展開する科目(全学共通科目)と、それらを基礎とし相互に密接に関連しながら専門性の高い実践力を育む専門教育科目を編成している。具体的には以下の通りである。保育科は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に定める3つの教育目標と5つの学習成果の達成のために、学生が1年次より実習をコアにし、系統的に授業を受けることができるよう、効果的な授業科目を編成している。そしてそれをカリキュラム・マップ「実習をコアにしたキャリア形成カリキュラム・マップ」に示し、教育課程に掲載している(教育課程(履修要項)(令和6年度) p.22、24)。総合文化学科は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に定める四つの教育目標と4つの学習成果の達成のために、各専門分野(4つのコース)の学習成果に対応した教育課程を編成し、ふさわしい授業科目を配置しており、それを6つの科目群別のカリキュラム・マップに示している(教育課程(履修要項)(令和6年度) p.49、51、53、55、57、59)。また、学びで得られる成果(SLOs)内に、それぞれの科目群が対応する学習成果を明記している(教育課程(履修要項) p.23、25、50、52、54、56、58、60)。以上のように教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応している。

各学科の教育課程編成・実施の方針は、「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」にのっとり、「内部質保証チェックシート」における「カリキュラム・マップ、Student Learning Outcomesのアセスメント(教育課程・科目群単位)」の中で定期的に点検している。具体的には、「学位授与の方針の学習成果の達成と結びつくよう、カリキュラム・マップ、Student Learning Outcomes、教育課程を検証・改善している。」という自己点検・評価項目により、学生の科目群GPA等のデータを踏まえた検証と自己評価を各学科で年1回実施している。さらにその点検結果に対しては、自己点検・評価委員会が主体となり実施する、「内部質保証ヒアリング」において評価の妥当性の評価・検証も行っている(聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程)(内部質保証チェックシート)(内部質保証に関するヒアリング結果のまとめ)。以上のように本学では、教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。

各学科の入学者受入れの方針はウェブサイトや入学試験要項で明確に示している（ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3 つのポリシー」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/）（各種入学試験要項）。保育科は、学習成果に対応するよう、保育科の教育目標を理解し、カリキュラムの学習に積極的に臨むことのできる人として、入学者受入れの方針の中で具体的に、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力や、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度、明確な目標をもつ人を求めることを学生募集要項などに明記している。また、総合文化学科は、卒業認定・学位授与の方針における学習成果で示した目的を理解し、達成できる資質をもった入学者を求めることを学生募集要項などに明記している（入学試験要項一式）。以上の事から入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。

入学者受入れの方針に「入学試験では、個別面接、書類審査（調査書、推薦書など）、学力試験などを組み合わせて総合的に評価します。」（保育科）、「書類審査（調査書、推薦書など）、学力試験、面接などを組み合わせて総合的に、かつ多面的に評価します。」（総合文化学科）と明示し、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している（ウェブサイト「聖徳大学短期大学部 3 つのポリシー」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/education_policy_jc/）（入試要項一式）。

入学者受入れの方針を含めた本学の入学者受入れの体制や取り組みについては、教職員による学生募集活動（高校訪問・高校内ガイダンス等）を通じて聴取した高等学校関係者の意見も参考にして定期的な点検を行っている（高校訪問・高校内ガイダンス等実績）。

【区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

<区分 基準 I -C-1 の現状>

点検・評価の観点

(1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。

(2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。

①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。

(3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

本学では以下のとおり、地域連携・社会貢献推進目標を定め、ウェブサイトでも公表している（ウェブサイト「聖徳大学・聖徳大学短期大学部における地域連携・社会貢献推進の目標と計画」https://www.seitoku.jp/chizai/?page_id=6438）。

聖徳大学・聖徳大学短期大学部は、知的資源と学生の活力を社会貢献の核として、地域の行政や産業界等と連携し、千葉県および松戸市をはじめとする各地域の医療、保健、福祉の向上と地域文化・産業の発展のため、地域連携・社会貢献の推進を図ります。

また、短期大学の卒業認定・学位授与の方針の教育目標に「グローバルな視野を備え地域で活躍できる専門性の高い実践力を発揮して、自分なりの価値を見だし、自らの意思で一步を踏み出すことのできる女性を育成する。」と定めている。さらに保育科の卒業認定・学位授与の方針の教育目標に「子育て支援を担う力、地域に貢献できる力を育成する。」と定め、また、総合文化学科の卒業認定・学位授与の方針の教育目標に「幅広い専門性と学際性を併せもつ体系的な知識・技能を修得し、理論と実践を結びつけて現代社会及び地域社会の課題を解決へと導く高度な実践力を育成する。」と定めており、学科レベルでも社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している（学生便覧 2024 p.13）（教育課程（履修要項）（令和6年度） pp.7-8、p.11、28）。また、「聖徳大学グローバル化ビジョン」を定め、豊かな人間性を発揮し調和あるグローバル化社会の発展に貢献できる能力をそなえた人材を育成することを目指すことを表明し、社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している（学生便覧 2024 p.12）。

本学は、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放を実施している。

①聖徳大学オープンアカデミー（SOA）

地域社会への貢献と社会人の生涯学習支援のために、平成4（1992）年度に大学と協力してスタートし、千葉県を中心に東京、埼玉、茨城と幅広い地域から、年間延べ6,000名以上の受講者がある。令和6年（2024）年度には、保育科の教員延べ6名が6講座を担当した。受講者は延べ170名であった（聖徳大学オープンアカデミー（SOA）公開講座資料）。

②免許法公開講座

本学は、現職教員等がすでに所有している免許状を基礎として、教育課程によらず、所定の在職年数と単位取得によって、上級免許状や他種免許状を取得するための制度である免許法公開講座を文部科学大臣より認定を受けて大学と共同で開設している。令和6（2024）年度は、保育科の教員延べ5名が5講座を担当した。受講者は延べ39名であった（免許法公開講座資料）。

③夏期保育大学

本学夏期保育大学は、卒業生や現職の幼児教育者や保育者などを対象に毎年夏に大学と共同で実施し、令和6（2024）年度で第57回を迎える研修会である。令和6（2024）年7月27日に実施した第57回夏期保育大学では、「子どもたちの豊かな育ちのために！」を総合テーマとし、あそび歌作家の鈴木翼氏による全体会ならびに10の分科会を企画した。保育科は、9名の教員が担当した。受講者は274名であった（夏期保育大学資料）。

④科目等履修生の受け入れ

本学の授業科目のうち、1科目又は数科目に限り履修を希望する者（以下「科目等履修生」と呼ぶ）については、授業に支障のない範囲において選考の上、科目の履修を許可し、正課授業の開放を実施している。具体的には、通信教育部保育科では図書館司書資格科目（252名）、幼保特例科目（209名）等を中心に年間466名が受講した（科目等履修生の受け入れ

資料)。

本学は松戸市や、我孫子市、柏市等の近隣の地方公共団体や教育委員会、近隣の高等学校等の教育機関と協定を締結するなど連携し、地域・社会に貢献している。

①高等学校等の教育機関等との連携

地域の教育機関とは、本学教員の有する多様な知見や教育リソースを活かして高校生に大学での学びへの興味・関心を高め、高校での学びの充実とスムーズな高大接続教育に貢献するため、短期大学教員による高校への出張講義（出前授業）を実施しているほか、本学が開講する授業に高校生を受け入れる体制を整えている。令和 6（2024）年度においては、首都圏を中心に 16 校の高等学校へ延べ 18 名の教員が出張して講義を実施し、本学開講授業への受け入れについては、春学期 13 校、秋学期 23 校の高等学校から生徒を受け入れた（出張講義一覧）（令和 6 年度高大連携授業春学期実施状況）（令和 6 年度高大連携授業秋学期実施状況）。

さらに、併設する大学との共催で千葉県を中心とする高等学校との連携による「高校生の体験発表会」を毎年実施している。これは高校生が行っているボランティア等の地域貢献活動、授業・部活動等の教育活動、起業経験や国際交流などについて、多様な学科やコースの枠を超えて発表することにより高校生同士の理解や啓発に寄与し、高校生自身の学びの更なる深化と一層の広がりにつなげることを目的とするものである。第 9 回目の開催を数える令和 6（2024）年度の開催も、前年度に引き続きステージ発表型とオンライン発表型という二つの形式で日程をわけて開催し、それぞれの発表形式の特質を生かした創意工夫にあふれる発表がなされた。ステージ発表型には高等学校 16 校 20 団体、オンライン発表型には 4 校 7 団体と多くの高等学校より参加があった（ウェブサイト「第 9 回「高校生の体験発表会」を開催しました」<https://www.seitoku-u.ac.jp/241869/>）。

②諸機関等との協定

学校法人として取手市、千葉県警松戸警察署と連携等の協定を結んでいるほか、短期大学として松戸市をはじめとする 5 区市と協定を結んでいる。また 4 市区の教育委員会と連携等の協定を結んでいるほか、高大連携に関しては 15 校と協定を結んでいる。また、他の高等教育機関との連携としては千葉県各私立大学・短期大学（千葉県 私立大学短期大学協会）と単位互換に関する包括協定を結んでいる。さらに、ベトナム社会主義共和国のハノイ大学と学術文化交流に関する包括協定を結んでいる。ほかに企業・団体とは株式会社千葉興業銀行、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部と連携・協力に関する協定を結んでいるほか、特許等に関しては学校法人として企業との商品開発における第三者への情報開示に関する覚書を取り交わしている（協定一覧）。

本学においては、教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。学科の特色や専門性を活かした学生のボランティア活動等を通じた地域・社会への貢献活動として、保育科においては、聖徳大学児童学研究所及び聖徳大学生涯学習研究所主催の「アートパーク 17 伝説のともでもワンダーランド」を松戸市中央公園で令和 6（2024）

年7月7日に開催した。また、2015年に発足以来、「子どものふるさと愛を育む教材開発」を研究テーマとし、学生による地域貢献ゼミとして、“地域を担うエキスパート”の模範となる活動を行っているまつどソング研究グループは、松戸宿坂川献灯まつりへの参加、「戸定邸で遊ぼう！～あきたけさんからの招待状～」を実施した。これらは毎年継続して行っている。その他、本学附属幼稚園をはじめとする教育・保育施設での学生ボランティア等を多数行っている（ボランティア活動届）（学（内・外）活動届）。総合文化学科においては、短期大学が松戸市岩瀬に立地していることから、岩瀬自治会のイベントの企画運営・手伝い（毎年7イベント）、常盤平団地における古本まつりの企画開催、松戸の名産品を使ったレシピによるアトレ松戸、チーズエッグガーデンとのコラボ商品開発、子ども食堂の手伝いなど、多岐にわたる活動を行っている（雑誌『九十九段』第57号（2025年3月発行））。さらに、全学的な取り組みとして、積極的にボランティア活動ができるようにガイダンスを実施しているほか、ボランティア活動への参加意欲向上のために、在学中のボランティア活動時間の多い学生には、表彰を行うなどの積極的な評価制度を採り入れている（学生便覧 2024 pp.113-114、198-200）（ボランティア活動表彰記録）。

地域・社会への貢献として行ったボランティア活動等の終了後に提出される、活動内容や貢献内容、今後の課題等を記載した報告書を通して、地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。（ボランティア活動報告書）（学（内・外）活動・行事实施報告書）

また、「自己点検・課題抽出シート」において、「社会貢献・連携」欄を設け、毎年地域・社会に貢献している取組みや活動及び社会からの評価等を点検している（自己点検・課題抽出シート）。

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

点検・評価の観点

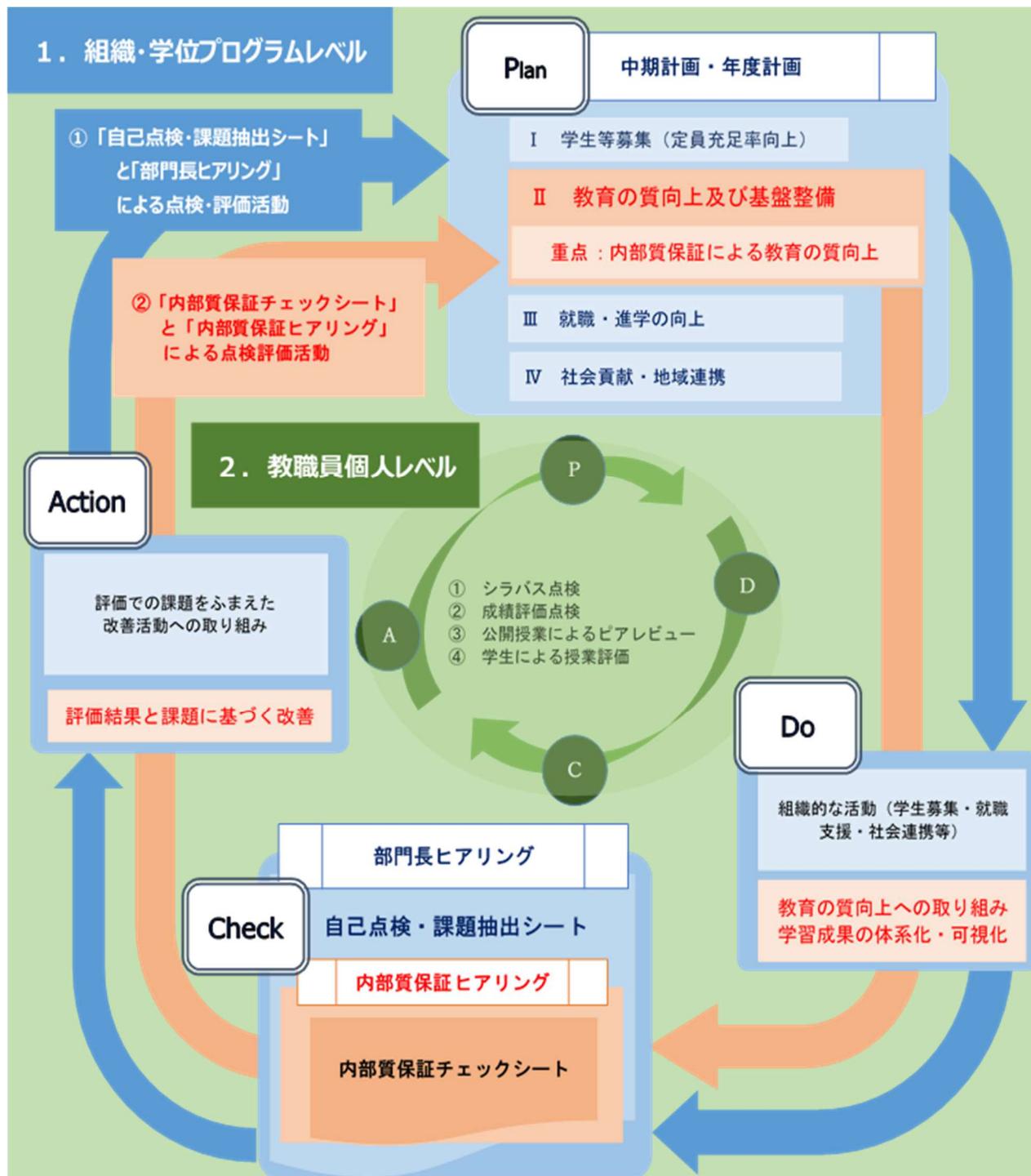
- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

自己点検・評価活動については、短期大学部学則第1条の3に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている（聖徳大学短期大学部学則 第1条の3）。また、東京聖徳学園組織規程第24条の2に基づき学長の下に自己点検・評価委員会を設置し、同条第2項に基づき、自己点検・評価委員会規程を定めている（東京聖徳学園組織規程 第24条の2）（東京聖徳学園組織規程 第24条の2 第2項）（自己点検・評価委員会規程）。さら

に平成 26 (2014) 年度から企画委員会に「企画委員会第二分科会 (メタ評価・総合改革)」を設置し、自己点検・評価活動が適切に行われているかについてメタ評価をしている (企画委員会規程) (各種委員会所属一覧)。

自己点検・評価活動の内容としては、次ページの図に示すとおり主に組織・学位プログラムレベルでの自己点検・評価活動と、教職員個人の授業レベルでの自己点検・評価活動が日常的に行われている。

聖徳大学短期大学部における自己点検・評価の実施サイクル（体系概念図）



1 組織・学位プログラムレベルでの自己点検・評価活動

組織・学位プログラムレベルでの定期的な自己点検・評価活動としては、学科の組織的活動及びマネジメント全般に関わる活動の点検・評価活動として「自己点検・課題抽出シート」による点検・評価を行い、さらに教育の内部質保証については「内部質保証チェックシート」で重点的・集中的な点検・評価を行っている。

①「自己点検・課題抽出シート」と「部門長ヒアリング」による点検・評価活動

各学科は各年度における部門の組織的活動及びマネジメント全般の状況につき、「Ⅰ 学生等募集（定員充足率向上）」「Ⅱ 教育の質向上及び基盤整備」「Ⅲ 就職・進学の向上」「Ⅳ 社会貢献・連携」の観点から「自己点検・課題抽出シート」を用いて点検・評価を行い、各年度の成果と課題を抽出する。抽出された課題には計画的で組織的な改善活動による取り組みとそのレビューが求められ、年度末に実施される「部門長ヒアリング」において活動の評価と中期計画・次年度計画への落とし込みが検討される。なお、この「部門長ヒアリング」には副学長をはじめとして学園常勤監事、自己点検・評価委員長及び大学・学園事務局長等の関係者が出席して実施され、改善に活かされている（自己点検・課題抽出シート）（部門長ヒアリング説明会資料）（中期計画・年度計画）。

②「内部質保証チェックシート」と「内部質保証ヒアリング」による点検・評価活動

令和元（2019）年度に「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」を定め、「聖徳大学・聖徳大学短期大学部 アセスメント・ポリシー」に基づき三つの方針の整合性を維持し、継続的な評価・改善によってその実質化を図り、学生の学習成果をより高い水準まで引き上げることを目的とする内部質保証の充実に取り組んでいる。その中で、各学科は学習成果に関する各種の客観的なデータに基づき、三つの方針を起点とする教育活動全般についての評価・検証を行い、そこで得られた課題について継続的な改善を行うことにより、より質の高い教育内容の実現を目指している（教育の内部質保証実施規程）。具体的には、学科単位で、三つの方針に基づき実施した年間の教育活動全般について自己点検・評価を行い、その結果を「内部質保証チェックシート」で自己評価し毎年1月に自己点検・評価委員会に提出する。自己点検・評価の観点は、「教育目標」「学習成果」「カリキュラム・マップ、SLOs」「学習成果の達成状況」「シラバス」「求める人材像」「入学者選抜」の各項目について、「明確性・適切性」「整合性・一貫性」「有効性・継続的改善」の達成状況を判定するものである（内部質保証チェックシート）。なお、学習成果の達成度の測定・検証のための各種データは、毎年6月及び11月に関係事務局より各学科に提供され、各学科では提供されたデータや学科で収集したデータに基づき学習成果の達成度の測定・検証を行っている（学習成果の測定・評価のための提供データ）（自己点検・評価委員長文書）。自己点検・評価委員会は、各学科より提出された「内部質保証チェックシート」に基づき、各学科の内部質保証による教育の質向上への取り組み状況についてヒアリングを実施する。ヒアリングを通じて得られた課題や改善点は自己点検・評価委員会より各学科にフィードバックされる（内部質保証ヒアリング結果）。また、当該年度の内部質保証の取組結果は短期大学全体としての内部質保証の状況の総括として企画委員会第二分科会（メタ評価・総合改革）、企画委員会全体会、学部長・学科長会議及び理事会・評議員会に報告される。そこでの指

摘や改善指示についても各学科にフィードバックされ自己点検・評価活動や教育の質の向上に向けた活動に反映される（自己点検・評価委員会議事録）（企画委員会第二分科会（メタ評価・総合改革）議事録）（企画委員会全体会議事録）（学部長・学科長会議事録）（理事会・評議員会議事録）。

2 教職員個人の授業レベルでの自己点検・評価活動

授業レベルでの日常的な自己点検・評価活動としては、教員が自ら行う点検・評価活動であるシラバス、成績評価、公開授業によるピアレビュー、学生からの評価としての授業アンケートについて、下記の通り教務委員会等の委員会が主体となり教員と事務職員が連携・協力して行っている。

①シラバスの点検

教員は「シラバス執筆要領」に従って執筆する（授業計画（シラバス）執筆要領（2024年度用））。執筆されたシラバスは教務委員会が「シラバス点検実施要領」に基づき点検する（シラバス点検実施について）（シラバス点検実施要領）（授業計画（シラバス）点検実施結果報告書（個別））。点検した結果を学科長に報告し、是正の必要があれば、学科長より各教員に対し是正を求める（授業計画（シラバス）点検実施結果報告書（総括））。

②成績評価の点検

教員は担当科目の成績評価の状況について、シラバスの記載通りに実施されているか、評価点の分布状況について、教員の方針や基準に沿ったものとなっているか、自ら点検・評価を行い、「成績評価報告書」に取りまとめ、学生の成績評価の提出と同時に学内ウェブポータルシステム（Active Academy Advance）を活用して教務委員会に提出する（成績評価報告書）。教務委員会は、各教員の成績評価と「成績評価報告書」を「成績評価点検実施要領」に基づいて点検する（成績評価点検実施要領）（成績評価点検実施結果報告書）。点検した結果を学科長に報告し、是正の必要があれば学科長より各教員に対し是正を求める（成績評価点検実施結果報告書）。

③公開授業によるピアレビュー

本学は、学生の主体的学びを促し、学習規律を確立して、教育の質を高めるため、教職員が相互に研鑽する場として FD 公開授業を位置づけている。教務委員会の決定により公開授業の期間と対象が設定され、一部の公開が不可能な授業を除き原則としてすべての授業を公開する形で実施している。教員は公開授業で参観した授業の評価を、「公開授業に対する評価表」に記入し、授業実施教員に提出する（公開授業に対する評価表）。参観を受けた教員は、参観教員からの意見とそれに対するコメントを中心に、参観状況を「FD 公開授業（一般公開授業）報告書」にとりまとめ、教務委員会に提出する（FD 公開授業（一般公開授業）報告書）。

④学生による授業評価

教員は一部の個人指導や少人数の授業科目を除き、原則としてすべての担当科目について Active Academy Advance 上で「学生による授業評価」（アンケート調査）を実施する（「学生による授業評価」（アンケート調査）の実施について）。「学生による授業評価」（アンケート調査）では、授業の内容や方法に関する評価、学習成果や達成度、

総合的な満足度などについて学生からの評価を受ける（授業アンケート）（授業アンケート集計結果）。教員はその結果などを踏まえて自己点検を行い、「授業アンケート 自己点検・評価シート」にとりまとめて教務委員会に提出する（授業アンケート 自己点検・評価シート）。こうした学生による授業評価結果の考察から教員が自らの教授方法・内容を省察した結果は、「明日の教育を目指して一学生による授業評価（アンケート調査）の結果の考察」として学内ウェブサイト上で公表している（明日の教育をめざして一学生による授業評価（アンケート調査）の結果の考察）（年次報告書）。

なお、「シラバスの点検」は年 1 回、「成績評価の点検」「公開授業によるピアレビュー」「学生による授業評価」は春学期、秋学期にそれぞれ実施している。

以上の形で本学では日常的、定期的な自己点検・評価活動を組織的・継続的に全教職員が関与して行うとともに、その結果を計画的な改善活動へと結び付けることで、自己点検・評価活動の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

定期的な自己点検・評価報告書等の公開については、各学科より提出された「自己点検・課題抽出シート」を自己点検・評価委員会がまとめと総括を行い、企画委員会第二分科会（メタ評価・総合改革）によるメタ評価及び学部長・学科長会議での審議・承認を経た後、ウェブサイト上で「自己点検・評価の総括」として毎年定期的に公表している。（ウェブサイト「情報公開」https://www.seitoku-u.ac.jp/about/jouhou_datafile/）。

自己点検・評価活動によって得られた課題を踏まえて行われた改革・改善の活動の成果に対し、次年度の「自己点検・課題抽出シート」及び「内部質保証チェックシート」を用いて各学科が自己点検・評価を行っている。その結果に対し「部門長ヒアリング」及び「内部質保証ヒアリング」で第三者による点検・評価が行われ、次年度の更なる改善課題の発見・対応を行い、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している（内部質保証チェックシート）（内部質保証ヒアリング結果）（部門長ヒアリング説明会資料）（中期計画・年度計画）

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法としては、平成 15（2003）年から平成 30（2018）年まで行ってきた「ISO9001 教育の質マネジメントシステム」で培った PDCA サイクルによる継続的改善手法を発展的に引き継ぎ、発展させる形で進化させた「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」において、「聖徳大学・聖徳大学短期大学部 ア

セスメント・ポリシー」を下記のとおり策定・運用している（聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程）。各学科が「学びで得られる成果（SLOs）」として、各学科のカリキュラム・マップ上で示された科目群ごとに、その科目群の学習により得られる学習成果を定め、教育課程（履修要項）において示している。そして卒業認定・学位授与の方針で獲得を目指す学習成果にそれらがどのように結びつき、学習成果の獲得を、どのような手法を用いて測定し、評価・判定するかというアセスメント手法を定めている（教育課程（履修要項）2024）。「学びで得られる成果（SLOs）」を活用してカリキュラム・マップ上の科目群毎に測定され、評価・判定された学習成果の獲得状況は、カリキュラム上の科目配置の適合性や、科目群を構成している各科目の位置付けの的確性の判定に用いられる。このような形で学習成果の獲得について評価・判定した結果を、教育課程改善や、学生個人の学習改善へとフィードバックする仕組みを定めている。具体的には、学生個人の科目群毎の GPA や GPA 平均値の分析・検証により、科目群間の GPA の差異や当該科目群への科目配置自体が適正であるかどうかの検証を行っている（学習成果の測定・評価のための提供データ）（学科における自己点検・評価による内部質保証（教育の質向上のための取り組み）（教育の内部質保証の取り組み－学習者目線での学習成果の可視化・体系化－））。

これらの査定の手法については、下記の通り定期的な点検が行われている。まず、「学びで得られる成果（SLOs）」に記載している学習成果の測定方法（アセスメント手法）について、「聖徳大学・聖徳大学短期大学部 アセスメント・ポリシー」にのっとり、「内部質保証チェックシート」における「カリキュラム・マップ、SLOs のアセスメント（教育課程・科目群単位）」の中で、「卒業認定・学位授与の方針における学習成果の達成と結びつくよう、カリキュラム・マップ、SLOs、教育課程を検証・改善している。」という自己点検・評価項目を設け、全ての学科が学習成果に関する各種データ等を踏まえた検証と自己評価を年1回実施し、学習成果の査定の手法（アセスメント手法）そのものについて定期的な点検を実施している（内部質保証チェックシート）。さらに、自己点検・評価委員会では、各学科から提出された「内部質保証チェックシート」を基に、各学科の内部質保証による教育の質向上への取り組み状況について「内部質保証ヒアリング」を実施して点検・評価を行い、短期大学部全体の内部質保証の状況の評価し総括を作成する（内部質保証に関するヒアリング結果のまとめ）。これを受けて企画委員会第二分科会（メタ評価・総合改革）では、自己点検・評価委員会が実施した学科に対する「内部質保証ヒアリング」結果のみならず、適切な教育の内部質保証の実施による教育の質向上の観点から、ヒアリングの項目・方式及びヒアリング状況を含む査定の手法、すなわち内部質保証システム全体の妥当性、適切性についてもメタ評価を行っている（企画委員会第二分科会（メタ評価・総合改革）議事録）。メタ評価結果は自己点検・評価委員会及び各学科にフィードバックされるとともに、大学ならびに短期大学全体の自己点検・評価による内部質保証の状況のメタ評価結果として企画委員会全体会、学部長・学科長会議及び理事会・評議員会に報告され（企画委員会全体会議事録）（学部長・学科長会議事録）（理事会・評議員会議事録）、そこでの指摘や改善指示についても各委員会及び学科にフィードバックされ、自己点検・評価活動の質向上や学科教育の質の向上に反映される。このように様々な形で査定の手法そのものについても定期的な点検活動が実施され、教育の質を維持・向上させるための仕組みが機能している。

本学では、教育の向上・充実のための PDCA サイクルとして、「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」において、「聖徳大学・聖徳大学短期大学部 アセスメント・ポリシー」を策定・運用している（聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程）。「聖徳大学・聖徳大学短期大学部 アセスメント・ポリシー」は、以下の三つの体系からなるアセスメントにより、教育の質の向上・充実のための PDCA サイクルを推進するものである。

①内部質保証のアセスメント

学科での自己点検・評価を有効に機能させ、継続的改善による内部質保証により教育の質を向上させる PDCA サイクル

②学習成果のアセスメント

学生の学習成果の達成度の評価・測定（アセスメント）により、教育プログラム（教育課程を含む教育内容全般）を継続的に改善する PDCA サイクル

③入学者選抜のアセスメント

入学者受け入れの方針及び入学者選抜試験の妥当性・有効性を、学生の学習成果の達成度の測定・評価（アセスメント）により検証し、継続的に改善する PDCA サイクル

さらに、個別の授業レベルでの教育内容改善の PDCA サイクルとしては、シラバスの点検、成績評価の点検、公開授業によるピアレビューや学生からの評価としての授業アンケート等の様々な点検・評価を行い、教育の質の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。（シラバス点検実施要領）（成績評価点検要領）（公開授業実施要項）（授業アンケート実施要項）

関係法令の変更などを確認については、法人内共通の情報共有ツールとして活用されている Microsoft Teams 内で教職員ともに「公文書」の更新情報として変更及び改正の都度逐一、担当である総務課より情報提供されており、教職員は関係法令の変更状況等についてそれらを確認の上、遵守に努めている（Microsoft Teams 公文書更新リスト）。具体的には、教育職員免許法施行規則に定める科目区分に対応し、文部科学省から示されている最新の「科目名称例」に則して適切な科目名称に変更し、併せて授業内容の見直しを図る形で、令和 4（2022）年度からの保育科の教育課程を改訂した（教授会議事録）。また短期大学設置基準の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用した授業を履修させることができるようにするため、遠隔授業の実施に関する規定を聖徳大学短期大学部学則及び聖徳大学短期大学部通信教育部学則に追加する対応を行っている（理事会・評議会資料）。以上のことから、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
 - ①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4) 進級判定がある場合は周知している。

単位授与の要件については短期大学部学則第9条第1項において「課程修了の認定は、筆記試験・口頭試験・実技試験・報告書等（以下「試験」という。）による。」と定め、同第2項において「試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とし単位を与える。」と定めている。また、同第3項に「前各号の規定に拘らず、第6条第2号の授業科目については、当該学修成果を評価して単位を与えることができる。」と定められている。加えて同第12条には授業への出席要件が定められているほか、履修規定（短期大学部）、試験及び成績評価に関する規程（短期大学部）ならびに教育課程（履修要項）にも明示し、周知している（学則第9条1第項、同第2項、同第3項、同第12条）（履修規定（短期大学部））（試験及び成績評価に関する規程（短期大学部））（教育課程（履修要項）2024 p.3）。

単位の实質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間において履修できる単位数の上限を「履修規程（短期大学部）」第5条第3項において43単位に定めている。なお、同条第4項には「前項の単位数には、学外実習、学年を超えて履修する科目及び教員免許状、諸資格の取得に必要な科目は含まない」、第5項には「前年度の成績が一定の水準（GPA2.5）以上に達した場合は、第3項に規定する単位数の上限を超えて履修登録を認めることができる」と定められており、学習意欲を持ち免許・資格取得にも意欲的に取り組む学生に対しても配慮している（履修規程（短期大学部）第5条第3項、同4項、同第5項）。

単位授与については、学期毎に全ての授業科目の成績評価について各教員が「成績評価報告」をActive Academy Advanceを通じて入力したものを教務委員が点検し、不適合があれば学科長を通じて修正を求めている。卒業認定や学位授与については、科別会（学科別の会議）と教授会で点検している（成績評価報告書）（成績評価点検報告書）（科別

会（卒判）資料）（教授会（卒判）資料）。

「進級基準（短期大学部）」を定め、また「教育課程（履修要項）」にも明示して学生に周知している（進級基準（短期大学部））（教育課程（履修要項）2024 p.3）。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

点検・評価の観点

(1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

- ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ②シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

各学科の教育課程は全学で共通に展開する科目（全学共通科目）と、それらを基礎とし相互に密接に関連しながら専門性の高い実践力を育む専門教育科目を配置する形で、短期大学設置基準等に適合する形で体系的に編成している。

各学科では科目群を設定し、「カリキュラム・マップ」（総合文化学科はコース別）で示している。さらに、それぞれの科目群が対応している学習成果については「学びで得られる成果（SLOs）」で示している。これらは教育課程（履修要項）に掲載し、明示している。また各授業科目のシラバスにおいては「ディプロマ・ポリシーとの関連」を記載することで、学習成果との対応を明示している（教育課程（履修要項）2024 pp.22-25、pp.49-60）（授業計画（シラバス）執筆要領（2024年度用） p.5）（シラバス）。

全てのシラバスでは、必要な項目（到達目標、学習成果、卒業認定・学位授与の方針との関連、授業の方法、テキスト・教材・参考図書、評価の要点、評価方法と採点基準、履修上の注意事項や学習上の助言、授業回数別授業内容、身につく能力、準備・事後学習の内容や時間数、試験の方法・基準など）を明示している（授業計画（シラバス）執筆要領（2024年度用） pp.3-14）（シラバス）。なお教務委員がシラバスを点検し、不適合があった場合は学科長を通して修正を依頼している（シラバス点検実施要項）（シラバス点検報告書）。

学生による授業評価については、春・秋学期の年2回、原則全ての授業において学期の中間に学生による授業に関するアンケートを実施している。教員はその結果を基に点検・評価を実施し授業改善に取り組んでいる。なお、取り組んだ授業改善の方策を含む考察は、

教務委員会へと提出されている（授業アンケート実施要項）（授業アンケート自己点検・評価シート）。

授業内容について、保育科においては、教育課程内で関連する科目間やオムニバス形式、同一科目を複数教員で担当する授業等で内容重複または抜けがないか、シラバスにより教員同士でチェックしているほか、科別会（学科別の会議）で意見交換をしている（科別会議事録）。総合文化学科においては複数の教員が担当する学科必修科目や「特別講座Ⅱ」については、学期末や年度末に学科教職員全員で問題点を洗い出し、改善可能なものは次年度に改善している（学科共通授業について）（20250313 第12回科別会議事記録）。以上のように学科の教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

通信教育部保育科の授業は印刷教材での授業と面接授業（スクーリング）を組み合わせで実施している（学生募集要項 pp.86-87）（シラバス）。面接授業（スクーリング）は夏期・冬期・春期の年3期に分け長期休業期間に合わせて集中して開講しており、オンラインスクーリングを活用することにより、受講者は年間を通じてほぼ切れ目なく、モチベーションを保ちながら学習を進めることができる（スクーリング日程表）。印刷教材による授業におけるレポートの書き方や学びを進める心構えなど、通信学習をサポートする詳細な説明や、シラバス・レポート課題がウェブサイトで閲覧できるほか、学習のしおり等の冊子を用意し、ウェブサイトからの閲覧も可能にしている。また、ピアノガイダンスや演奏のポイントを解説したオンデマンド動画の提供を通して、学生の自宅での練習を支援している。印刷教材を用いた添削指導と面接授業（スクーリング）との併用により、適切な指導・対応を行っている（学習のしおり）（シラバス・レポート課題）。

教育課程の見直しについては、法令の改正に伴う変更のほか、毎年実施している「内部質保証チェックシート」及び「内部質保証ヒアリング」等の結果も踏まえ、各学科で「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」の趣旨に沿う形で必要に応じ行っている。教育職員免許法施行規則に定める科目区分に対応し、文部科学省から示されている最新の「科目名称例」に則して適切な科目名称に変更し、併せて授業内容の見直しを図る形で、令和4（2022）年度から保育科の教育課程を改訂した（教授会議事録）（理事会議事録）。総合文化学科においては、ロボット・AIの活用など社会情勢も踏まえて、以前から取得可能だった情報処理士に加えて、データサイエンス・AI実務パスポートの資格も取得できるようにした（教育課程（履修要項）2024 p.63）。以上のように本学では、卒業認定・学位授与の方針に対応する形で授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針を明確に示し、それらに従って体系的な教育課程を編成するとともに、定期的な見直しを行うことによって教育の質を高めている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよ

う編成している。]

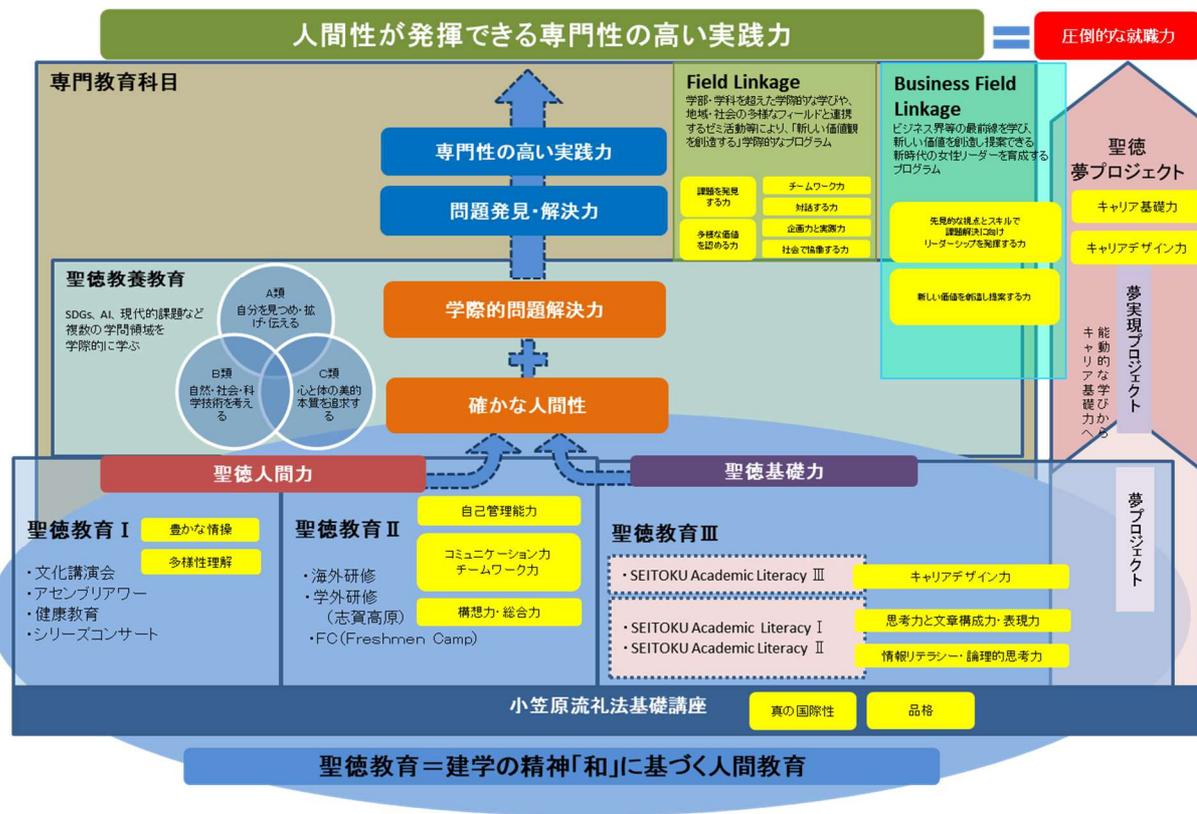
<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

点検・評価の観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

本学の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。教育課程（履修要項）に掲載している下図「聖徳大学短期大学部の教育プログラムと学びで得られる成果（Student Learning Outcomes）」に示す通り、建学の理念である「和」の精神に基づく人間教育プログラムとして全学で共通に展開する科目（全学共通科目）と、それらを基礎とし相互に密接に関連しながら専門性の高い実践力を育む専門教育科目を編成し、人間性が発揮できる専門性の高い実践力の獲得に繋げている（教育課程（履修要項）2024 p.10）。教養科目については、全専任教員が教養科目のシラバスを作成・提出し、全専任教員による提案、関与がなされている。その中から教務委員会で開講科目の選定・調整を行う実施体制となっている（「教養科目」シラバス執筆について（依頼）（教養科目 授業計画（シラバス）執筆要領）（教務委員会議事録）。シラバスについては、教務委員会による点検が行われ、上記の教養科目の実施目的に適した授業計画となっているかどうか等が事前に点検される（教養科目シラバス点検実施結果報告書（個別））。全学で共通に展開する科目（全学共通科目）のうち、特に特徴的な教育プログラムを「聖徳教育」と呼び、建学の理念である「和」の精神に基づく人間教育プログラムを用意している。具体的には「豊かな情操」と「多様性理解」を養成する教育プログラムである「聖徳教育Ⅰ：アセンブリーアワー、健康教育、シリーズコンサート、文化講演会」と、「自己管理能力」「コミュニケーション力・チームワーク力」そして「構想・総合力」を養成する教育プログラムである「聖徳教育Ⅱ：FC（Freshmen Camp）、学外研修Ⅰ（志賀高原）、学外研修Ⅱ（北海道）」により「聖徳人間力」が形成される。加えて、「思考力、文章構成力、文章表現力」「情報リテラシー、論理的思考力」及び「キャリアデザイン力」を養成する教育プログラムである「聖徳教育Ⅲ：SEITOKU Academic Literacy Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」により「聖徳基礎力」が形成される。これらの「聖徳人間力」「聖徳基礎力」を本学では「確かな人間性」と定義し、教養科目で培われる「学際的問題解決力」を基礎として、各学科での専門教育で養われる「問題発見・解決力」「専門性の高い実践力」と合わせることで「人間性が発揮できる専門性の高い実践力」の獲得へと至る。また学科を越えた学際的な学びや、社会との連携によるプログラムで、多面的・多角的な視点や問題解決能力を養い、新たな価値を創造する学際的問題解決力をさらに高める教育プログラムとして「Field Linkage」を全学的に展開している。さらに、学科で身につけた高度な専門性を実社会で活かし、経営やリーダーシップの最前線を実践的に学ぶ教育プログラムである「Business Field Linkage」も展開している。そこで取得した単位は全学共通で6単位まで教養科目の単位に含めることができる。このように教養教育の内容と実施体制が確立している（学生便覧2024 pp.20-22）（教育課程（履修要項）2024 p.15、19、33）。

聖徳大学短期大学部の教育プログラムと学びで得られる成果
(Student Learning Outcomes)



教養教育（本学では聖徳教育及び教養科目を含む全学共通科目）と専門教育との関連は、「聖徳大学短期大学部の教育プログラムと学びで得られる成果（Student Learning Outcomes）」に示す通り間断なく継続している。すなわち、教養教育において養われる確かな人間性と学際的問題解決力を土台に、専門教育において問題発見・解決力と専門性の高い実践力を身に付け、人間性が発揮できる専門性の高い実践力を獲得する一連のプログラムとなっている。さらに、教養教育と専門教育が連動し学習成果が出ているかを評価する仕組みも用意している。具体的には自己点検・評価委員会で作成し、学科等での自己点検・評価に活用している「自己点検・課題抽出シート」で、教育の質向上のための自己評価基準として「教育課程の一体性」を評価基準として設定し、「学科教育課程において専門教育科目と全学共通科目の一体的・有機的な連動に取り組み、成果が出ている」かどうかの自己評価を行っている（自己点検・課題抽出シート）。

教養教育の効果の測定・評価に基づく改善への取り組みとしては、学生に対して「教養科目授業アンケート」が実施され、その結果に基づく改善の取り組みが実施されている。これらを教員は授業改善に活用している（教養科目授業アンケート実施要項）（教養科目授業アンケート自己点検報告書）。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

点検・評価の観点

- (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

本学は、独自の「キャリア教育」により専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制を確立している。豊かな人間性教育と社会人として必要な基礎能力の向上教育を体系的に構築し、これらの教育を通じ就業力・仕事力を備えた女性の育成を目指すことをキャリア教育の目的とし、「キャリア教育を通して育成したい力」として次の5項目を掲げている。

- (1) 豊かな教養・情操を有していること
- (2) 社会人として活躍できる基礎学力・基礎技能を有していること
- (3) 他者と理解し合うコミュニケーション力を有していること
- (4) 仕事を進める上で必要なプレゼンテーション力（発信力）を有していること
- (5) 社会的評価の基盤となる実行力（実践力）を有していること

保育科では「キャリア総合演習」、総合文化学科では「キャリア実践演習Ⅰ」において、自立した力を備えてキャリアをデザインする基礎力を養う教科目「SEITOKU Academic Literacy Ⅲ」を実施しているほか、キャリア支援課による就職ガイダンスや個人面談など、担任と連携をとって実施している（学生便覧 2024 pp.100-103、p.22）。

職業教育の効果の測定・評価については、専門教育、教養教育全ての授業科目について半期に一度、学生による授業アンケートを行っているほか、毎年3月に卒業予定者を対象に「卒業生の意識調査（アンケート）」を実施し、「学生生活で習得した能力や知識」というアンケート項目を設定し、社会人として必要な教養、コミュニケーション能力など、16項目の質問項目により、学生の自己評価の測定と検証を行っている（授業アンケート実施要項）（教養科目授業アンケート実施要項）（卒業生の意識調査）。また大学・短期大学基準協会による「短期大学卒業生調査」の結果も参考にし、改善に取り組んでいる（短期大学卒業生調査）。さらに保育科では主な就職先となる幼稚園や保育所等で行った実習の評価や学生自身の自己評価を測定・評価し、改善に取り組んでいる（保育科 学習成果の獲得状況を測る手法と時期 第一部 2023 入学 全体集計）（保育科 学習成果の獲得状況を測る手法と時期 第二部 2022 入学 全体集計）。総合文化学科においては、企業訪問（製菓）やインターンシップ先の評価、企業に就職した卒業生からの聞き取り調査等を通じて、求められる人材を把握し、改善に取り組んでいる（2024 年度企業訪問）（インターンシップ評価書）（インターンシップ評価書 1）（インターンシップ評価書 2）（ウェブサイト「就職セミナーを開催しました 2024 年 5 月」 <https://faculty.seitoku.ac.jp/arts-sciences/2024/05/22/就職セミナーを開催しました 202405/>）（ウェブサイト「就職セミナーを開催しました 2024 年 12 月」 <https://faculty.seitoku.ac.jp/arts-sciences/2024/12/04/就職セミナーを開催しました 202412/>）。

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

各学科では、卒業認定・学位授与の方針に人材養成の目的及び教育目的に即した学習成果を示している(教育課程(履修要項)2024 p.11、28)。さらに「学びで得られる成果(SLOs)」には、卒業認定・学位授与の方針で掲げる学習成果を具体化する形で、科目群ごとに獲得を目指す学習成果を紐付けて設定している。そして各授業科目の教育目標及び学習成果をその科目の属する科目群の学習成果へと紐付けることで、最終的に獲得を目指す卒業認定・学位授与の方針に掲げる学習成果に、各授業科目の学習成果が体系的に結びつく仕組みとし、学習成果を具体化している(教育課程(履修要項)2024 p.23、25、50、52、54、56、58、60)。

令和7(2025)年3月の卒業率について、保育科第一部は97.6%、保育科第二部は100%、総合文化学科は97.3%、短期大学全体で97.7%といずれも高い値を残している。このことから学習成果が一定期間内で獲得可能である(卒業状況一覧)。

教員はシラバスの「到達目標と学習の成果」を踏まえて授業計画を作成し授業を行っている。また、「評価の要点」を踏まえ「評価方法と採点基準」に従って学生が獲得した学習成果を厳格に評価しており、学習成果を測定可能なものとして設定している(シラバス執筆要領)。さらに、カリキュラム・マップ上の科目群を単位として、科目群ごとに獲得を目指す学習成果とその測定手段を定めた「学習成果の獲得状況を測る手法と時期」を活用している(教育課程(履修要項)2024 p.13、31)。これによって、学習成果をより測定可能な形で設定するとともに、学生に対してその測定・評価の結果に基づくフィードバックを行う仕組みを構築している(学習成果の測定・評価のための提供データ)(学科における自己点検・評価による内部質保証)(教育の内部質保証の取り組みー学習者目線での学習成果の可視化・体系化ー)。保育科においては、自己評価として「DP実習振り返りルーブリック」「実習自己評価ルーブリック」「DP「地域で学ぶ」科目群ルーブリック」「DP保育表現創造演習ルーブリック」を活用して、他者評価として「科目群GPA」「実習評価票」などを活用して、多角的・多面的に学習成果の獲得状況を測定している(保育科 学習成果の獲得状況を測る手法と時期 全体集計)。総合文化学科においては自己評価として「授業の達成度アンケート」「DP自己評価」「卒業研究・卒業制作ルーブリック」「地域貢献活動ルーブリック」「気づきシート」「振り返りシート」を活用して、他者評価として「科目群GPA」「専門分野の到達度評価」等を活用して、多角的・多面的に学習成果の獲得状況を把握している(授業達成度アンケート)(DP自己評価)(卒業研究・卒業制作ルーブリック)(地域貢献活動ルーブリック)(気づきシート)(振り返りシート)(学生個人GPA総合文化)(専門別到達度評価アンケート)。

以上のとおり本学の学習成果は測定が可能である。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

点検・評価の観点

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

教員はシラバスの「ディプロマ・ポリシーとの関連」に各授業科目と各学科が設定している学習成果との関連を記載することで、各授業科目の学習成果と学科の学習成果の対応を明示している（授業計画（シラバス）執筆要領（2024年度用））（シラバス）。

教員はシラバス執筆の際、「シラバス執筆要領」にのっとり「評価の要点」「評価方法と採点基準」を記載し（授業計画（シラバス）執筆要領（2024年度用））（シラバス）、その内容に基づいて学習成果の獲得状況を適切に評価している。

教員は各期末に成績評価の状況を教務委員会に報告し、それを教務委員が点検している。なお不適合があった場合は学科長を通して修正を依頼している（「成績評価報告書」のWeb入力について）（成績評価報告書点検実施要領）（成績評価報告書点検報告書）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

点検・評価の観点

- (1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みについて、各学科では、GPA 分布、各科目群 GPA、実習評価表、各種ルーブリック、自己評価等を用いて総合的に把握している（教育課程（履修要項）2024 p.13、31）。学習成果の獲得状況を定量的に示す GPA の活用については、毎年 6 月及び 11 月に学生個人の科目群毎の GPA を分析・検証したデータを IR 室が各学科に提供している。これにより個々の学生のカリキュラム上の得意分野、不得意分野の抽出が行われ、得意分野の能力増強や不得意分野の改善に役立てる等、

定量的に測定した学習成果をフィードバックし、改善に活用している（学習成果の測定・評価のための提供データ）（学科における自己点検・評価による内部質保証）（教育の内部質保証の取り組み－学習者目線での学習成果の可視化・体系化－）。学習成果の質的な把握については、各学科において卒業認定・学位授与の方針に掲げる学習成果と関連付ける形で、ルーブリックの作成・活用が進んでいる。FC（Freshmen Camp）、学外研修Ⅰ（志賀高原）、学外研修Ⅱ（北海道）においては事前・事後でルーブリック自己評価を行い、自己の成長を可視化している（令和6年度入学生導入教育（FC）自己評価の結果）（令和6年度 保育科学外研修Ⅰ（志賀高原）自己評価の結果）（令和6年度 保育科 学外研修Ⅱ（北海道）自己評価の結果）（学外研修ルーブリック（総文））。保育科においては「DP 実習振り返りルーブリック」「実習自己評価ルーブリック」「DP「地域で学ぶ」科目群ルーブリック」「DP 保育表現創造演習ルーブリック」を活用して学生による自己評価を行っている（保育科 学習成果の獲得状況を測る手法と時期 全体集計）。総合文化学科では「DP アンケート」を活用して自己評価を行なっている（DP アンケート調査_経年変化）。また、自己評価として「地域貢献活動ルーブリック」、自己評価・他者評価として「卒業研究・卒業制作ルーブリック」を活用した評価を行っている（地域貢献活動ルーブリック）（卒業研究・卒業制作ルーブリック）。

本学では、IR 室が毎年、4 月に入学生とその保護者を対象に意識調査を実施しており、報告書「新入生の意識調査報告」「保護者の意識調査報告」としてまとめ、入学生の指導に活用している（新入生の意識調査報告）（保護者の意識調査報告）。また、3 月には卒業予定学生を対象に、「卒業生の意識調査」を実施している。質問項目の中に多くの学習成果の獲得状況に関する質問が含まれており、その集計結果を次年度の学生指導に活用している（卒業生の意識調査）。学生自身による学習成果の振り返りは、全学共通科目である「聖徳教育Ⅲ」の授業を通じて、学内ウェブポータルシステム Active Academy Advance 内の「SEITOKU Design Chart」に学習の成果を記録することにより、学習過程を振り返り、自己の成長を確認している（SEITOKU Design Chart Guide）。保育科においては上記各種ルーブリック自己評価に、GPA 等の他者評価を加えた学生個別の「学習成果の獲得状況」（冊子）を作成し、これを活用して年 2 回、7 月と 12 月に学習成果の獲得状況を把握し、卒業までに 4 回（二部生は 6 回）の学習成果の振り返りを行っている。その際、学習成果の獲得状況について、「自分が何をどの程度できるようになったのか」をエビデンスに基づいて記述（言語化）することを通して、自分の強みや弱みを把握し、各自で学習成果の獲得に向けた改善に取り組むことができるようにしている。なお、この「学習成果の獲得状況」（冊子）は卒業時にディプロマ・サプリメントとして学生に発行している（学習成果の獲得状況）。これらの記述（言語化）からは、知識や技術を身につけるだけでなく、自己の課題を見つけ、改善に向けて取り組む姿勢が読み取れる。また、自己評価と他者評価の比較を通じて自己の成長を認識し、今後の課題を明確にするプロセスを重要視していることがわかる。総合文化学科においては、年 2 回、7 月と 12 月に「キャリアスタディⅠ・Ⅱ」の授業にて、「DP 自己評価シート」を用いて学習成果の獲得状況を把握し、振り返りを行っている。その際、自己が成長したことや課題としていることを言語化し、改善に向けた取り組みができるよう

にしている（DP アンケート調査_経年変化）。その他、専門領域に関しては、専門分野の到達度評価の基準を用いて、領域ごとに、図書館司書・IT コース及び国際観光・ホテルコースでは自己評価、フードマネジメントコース及びファッション・造形デザインコースでは他者評価として卒業時に評価している（専門別到達度評価アンケート）。

教職員は、毎年3月に前年度との比較も含めて学科毎の卒業率、就職率を学部長・学科長会・科別会で共有し、また、就職率を基にキャリア支援課と担任で連携し、就職未決定の学生の指導を年度末まで継続して行うなど、データを活用している（令和6年度就職状況報告）（科別会議事録）。さらに、「自己点検・課題抽出シート」において、各学科での退学防止への取り組みへの自己評価の指標として初年次退学率、卒業までの退学率を用いている。また、就職・進学の上への取り組みへの自己評価の指標として修業年限内卒業率を活用しており、学科の教学マネジメント及び自己評価の指針としても、これらの量的データを活用している（自己点検・課題抽出シート）。

卒業生の進路先からの評価については、キャリア支援課が卒業生の就職先に対し、本学卒業生に関するアンケートを実施し、その結果を「学習成果の測定・評価のための検証データ」として毎年11月に各学科の学科長及び自己点検・評価委員に提供し、各学科ではこれらのデータを活用して学科教育による学習成果の測定・点検と、その結果に基づく改善に取り組んでいる（学習成果の測定・評価のための提供データ）（学習成果の測定・評価のためのデータの提供について）。保育科においては、幼稚園や保育所等の実習先が就職先となっているケースが多いため、実習巡回等で聴取した内容をまとめたものを科別会で共有し、三つのポリシーや教育内容等の点検に活用している（2024年 園(施設)が求める人材に関する聞き取り調査結果）（科別会議事録）。総合文化学科においては、卒業生に学科独自のアンケート調査を行うことで、カリキュラム等の点検に活用している（卒業生アンケート）。

保育科においては、学生の自己評価や他者評価など、それまでの測定結果を各学年の「学習成果の獲得状況を測る手法と時期 全体集計」にまとめ、科別会で適宜報告することで保育科の教員が学生の学習成果の獲得状況を把握・点検している（学習成果の獲得状況を測る手法と時期 全体集計）（科別会議事録）。総合文化学科においては、「DP 自己評価」や「専門分野の到達度評価」を用いて経年変化をまとめ、科別会で報告することで総合文化学科の教員全員が学習成果の獲得状況を把握・点検している（第10回科別会議事録）。

【区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。】

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

保育科においては学習成果の獲得状況（測定結果）を「学習成果の獲得状況を測る手法と時期 全体集計」にまとめ可視化している。また学生個別の「学習成果の獲得状況」（冊子）においても学習成果の獲得状況を可視化している（学習成果の獲得状況を測る手法と時期 全体集計）（学習成果の獲得状況）。総合文化学科においては、学習成果の獲得状況（DP 自己評価結果）を学生自身にシートに記述（言語化）することを通して自覚できるようにしており、最終的には学生に返却している（DP アンケート記入用紙記入例）。また、専門分野の到達度評価については、コース別にフィードバックしている。フードマネジメントコースでは到達度の結果を実習室内に張り出すことで学生自身が自覚できるように努めている。国際観光・ホテルコース及び図書館司書・IT コースではループリック形式で学生自身が記入することにより振り返りができるようにしている。ファッション・造形デザインコースでは教員による評価を個別に行いフィードバックしている（専門別到達度評価アンケート）。

保育科においては、学生が獲得した学習成果を自覚できるよう、学生個別の「学習成果の獲得状況」（冊子）を根拠として説明を行っている。それを基に学生は年 2 回の振り返りを行い、その際学生は、学習成果の獲得状況について、「自分が何をどの程度できるようになったのか」をエビデンスに基づいて記述（言語化）することを通して、自分の強みや弱みを把握し、各自で学習成果の獲得に向けた改善に取り組むことができるようにしている（学習成果の獲得状況）。総合文化学科においては、1 年次 4 月の FC (Freshmen Camp) にて DP 評価の予定について説明している（2025 年 FC「学科の目標と特色」）。各学期の終盤に学習成果の振り返りを行い、2 年次の 9 月に「DP アンケート結果_経年変化」結果を学生に配布する（2024 年キャリアスタディ II 秋学期ガイダンス）。卒業時の数値は Teams 及びブログにて学生に共有し、2 年間に獲得した学習成果を自覚できるようにしている（2024 年度 2 年生学習成果の報告）。

量的・質的に評価された学習成果については以下のとおり様々な形で学内外に向け公表されている。「卒業生の意識調査報告」において、全卒業生の学習成果として、「学生生活において次の能力や知識が習得できましたか。」というテーマで、専門分野や学科の知識、コミュニケーション能力、外国語の運用能力、数的処理能力、問題解決能力等、16 の項目についての質問を設定することで学習成果の獲得状況の自己評価による評価・検証を行い、学生の自己評価の結果を教職員向けに公表している。さらに、意識調査では、「ボランティア」「授業時間を除く学習時間について」「読書について」「図書館について」等のテーマについての質問項目もあり、学生の学習成果を探るうえで貴重な基礎的データを得ることができ、これらのデータも教職員向けに公表している（卒業生の意識調査報告）。学外に対しては、毎年ウェブサイトで学習成果として、①学習時間・学習実態、②授業評価結果、③学習成果（学位取得状況・学位授与数）④資格取得等実績（免許・資格取得状況）、⑤就職等進路にかかる実績（就職率等の進路・就職情報）、⑥各種アンケートの集計・分析結果の公表を行っている（情報公開 ウェブサイト https://www.seitoku-u.ac.jp/about/jouhou_datafile/）。保育科においては「DP 実習振り返りループリック」のデータを学習成果別・実習経過毎のグラフにし、ウェブサイトでの公表やオープンキャンパス等での資料配付を行っている（ウェブサイト「保育科生の「学習成果の獲得状況」」<https://fac>

ulty.seitoku.ac.jp/early-child/2025/03/31/news-630/)。総合文化学科においては、「学習成果の自己評価結果」をウェブサイトで公開し、オープンキャンパスで来場者に説明している（ウェブサイト「学習成果の自己評価結果」<https://faculty.seitoku.ac.jp/arts-sciences/2025/01/10/学習成果の自己評価結果/>）。

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (4) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (5) アドミッション・オフィス等を整備している。

本学では、入学者受入れの方針に対応し、志願者の資質を総合的に評価するため、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜等、多様な入学者選抜を実施している。これらの選抜試験において、書類審査（調査書、推薦書など）、学力試験、面接試験などを組み合わせて志願者の資質を、総合的に評価をしている（入学試験要項一式）。

高大接続の観点から、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜等における入学者選抜試験において、基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度などが備わっているか否かについて、学科の入学者受入れの方針に基づく設問項目や評価基準を設定し、面接などを活用しながら判断・評価している（面接等質問項目）（面接等評価記録票）。さらに、小論文試験では評価のルーブリックを作成・活用するなど、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している（小論文 評価項目）（小論文評価記録票）。

入学者選抜の実施については、「聖徳大学短期大学部入試・学生募集対策委員会規程」に基づき定期的に委員会を開催し、決議内容に基づき公正かつ妥当な方法で実施している（聖徳大学短期大学部入試・学生募集対策委員会規程）。

入学者選抜の実施における責任体制については、学則第 21 条第 3 項において「前項の手続き完了者に対して、学長は、入学を許可する。」と定め、入学者選抜について学長が権限と責任を持っていることを明確にしている。合格者の決定については、学長は教授会の審議を経た合否判定案に基づき、決定を行っている（学則第 21 条第 3 項）。

以上のように、入学者選抜における学長を中心とした責任体制は明確である。

通学課程においては入学センターとアドミッションリサーチオフィスが、通信課程においては通信教育学務課が受験に関する相談や入試の運営などアドミッション・オフィスとして機能している（聖徳大学短期大学部案内 2025）（入学試験要項一式）（（通信）入学案内）（通信）学生募集要項）。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

入試種別の学生募集要項全てに各学科の入学者受入れの方針を明確に示して配付しているほか、ウェブサイトでも公開している（入学試験要項一式）（ウェブサイト「デジタルパンフレット」 <https://ouen.seitoku.ac.jp/digipanf/>）。

選抜区分ごとの募集人員については、それぞれの募集要項に明示して配付しているほか、ウェブサイトでも公開している（入学試験要項一式）（ウェブサイト「デジタルパンフレット」 <https://ouen.seitoku.ac.jp/digipanf/>）。

授業料その他入学に必要な経費については、募集要項やウェブサイトの情報公開ページ等に明示している（入学試験要項一式）（ウェブサイト「デジタルパンフレット」 <https://ouen.seitoku.ac.jp/digipanf/>）（ウェブサイト「情報公開」 https://www.seitoku-u.ac.jp/about/jouhou_datafile/）。

受験等の問い合わせについて、通学課程では入学センター直通のフリーダイヤルを設置して対応しているほか、LINE 相談、オンライン相談等も実施している。通信課程では、オンライン入学説明会、オンライン個別相談、電話相談等を実施している（聖徳大学短期大学部案内 2025）（募集要項一式）（ウェブサイト「受験生応援サイト」 <https://ouen.seitoku.ac.jp/>）（ウェブサイト「（通信）入学説明会」 <https://tk.seitoku-u.ac.jp/event/>）。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

入学手続き者に対する入学までの授業や学生生活についての情報は、短期大学案内等の配布物やウェブサイト等を通じて提供するとともに、個別には「入学手続きについてのお願い」や「入寮の手引き」等を配布し情報を提供している（聖徳大学短期大学部案内 2025）

（入学手続きについてのお願い）（入寮の手引き）。さらに、入学後の学習に必要なパソコンの推奨スペックを各学科でまとめ入学手続き者に配付し、入学前の機器検討の相談ができるよう各学科に担当教員を置き電子メールで対応している（パソコン準備のお願い）。また、総合型選抜、学校推薦型選抜の入学手続き者（入学予定者）に小冊子形式の課題を課し、学科での学びの準備を促す「聖徳スタディ・プログラム」を実施し、大学生活に役立つ経験を伝達している（聖徳スタディ・プログラム）。さらに、添削した上でフィードバックすることで、大学での学びのスムーズな導入を図っている。

入学者に対し学習、学生生活のための新入生オリエンテーションを、入学式翌日から三日間にわたり実施している（新入生オリエンテーションプログラム）。その中で保育科では上級生との交流会を実施し、先輩学生からの学習成果の披露や授業内容や学習、学生生活の話聞く機会を設けている（保育科新入生オリエンテーション予定表）。総合文化学科においては、新入生オリエンテーションの中でコースごとに上級生との交流会を実施し、学習上及び学生生活のアドバイスを受け、相談ができるようにしている（科別会打合せ_学科共通授業について）。地域貢献活動に関する授業においても授業の中で、上級生から活動内容の報告やアドバイスを受けたりしている。（ウェブサイト「春学期の授業が始まりました！」<https://faculty.seitoku.ac.jp/arts-sciences/2024/04/06/春学期の授業が始まりました！/>）

保育科と総合文化学科については入学直後の4月初旬に、大学の学びへの転換が早期に可能になると同時に、学習の動機付けになるよう導入教育合宿として一泊二日のFC（Freshmen Camp）を実施している（FC実施要項）（学科プログラムの内容とねらい）。在学生については、学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた在学生オリ

エンターションを年度開始直前に実施している（在学生オリエンテーション時間割）（令和6年度 保育科 在学生オリエンテーション実施要領）。通信教育部においては、入学式当日及び春と秋に学習ガイダンスを行っている（入学式・新入生オリエンテーションの実施について）（学習ガイダンスのご案内）（学習ガイダンス資料）。

学習成果の獲得に向け、実習の手引き等を発行している他、学生便覧、教育課程（履修要項）等をウェブサイト上でも提供し、学生の利便性にも配慮したうえで支援を行っている。（保育実習の手引き）（幼稚園実習必携）（学生便覧 2024）（教育課程（履修要項）（令和6年度））。Active Academy Advance では学生便覧、教育課程（履修要項）、BFL ガイドブック、合理的配慮に関する文書等を閲覧できる（Active Academy Advance）。また Microsoft365 SharePoint を活用した「SEITOKU 学生サイト」においても学生便覧を閲覧することができる（ウェブサイト「SEITOKU 学生サイト」<https://seitoku.sharepoint.com/sites/SEITOKUPortal2>）。

新入生オリエンテーションにおいてはカリキュラム・マップに基づき履修に関する説明を行い、その後は年度開始時の在学生オリエンテーションをはじめ、様々な機会を通じて学科の卒業認定・学位授与の方針で掲げる学習成果と関連付けた形で学習成果の獲得に向けた説明を行うなど、各学生の履修状況に応じて担任が履修指導を行っている（クラス担任マニュアル）（新入生オリエンテーションでの学科別指導資料）。なお、担任は、学内ウェブポータルシステム（Active Academy Advance）内の SEITOKU Design Chart を通じて、学生の履修状況を常に把握し、履修及び卒業に至る指導を個別に行っている（クラス担任マニュアル）。

学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行うため、全教員がオフィスアワーを設定している。全専任教員は出校日予定表に記載し研究室前に掲示することにより学生へ周知している。学生は学内限定サイトより、兼任教員も含めた教員の出勤状況を把握できるようになっており、担任や科目担当教員への接触や相談を容易にする体制を整えている（クラス担任マニュアル）（ウェブサイト「学内限定サイト」http://kanon.seitoku.ac.jp/top/?page_id=57）。さらに、聖徳ラーニングデザインセンターが学習上の悩みなどの相談窓口として機能しているほか、語学教育センターは英語学習の相談窓口として機能しており、これらを学生便覧等で周知している（学生便覧 2024 pp.65-66）。また 2020 年度から全学的に導入された Microsoft365 を活用し、メールやチャットでの指導助言も可能な体制となっている（ウェブサイト「SEITOKU 学生サイト」<https://seitoku.sharepoint.com/sites/SEITOKUPortal2>）。

基礎学力が不足していると思われる学生へのフォローとしては、担任が個別面談等により早めに指導しており、指導や呼びかけを行ったことがわかるよう記録をしている（クラス担任マニュアル）。さらに、入学後、聖徳基礎力としての基礎能力を養い専門教育科目の学習につながる導入教育として思考力、文章構成力、文章表現力を養う科目「SEITOKU Academic Literacy I」、ならびに情報リテラシー、論理的思考力を養う科目「SEITOKU

Academic Literacy II」を設定している(学生便覧 2024 pp.21-22)。さらに、平成 25(2013)年度に学生自身が自己点検しながら自らの学びをデザインする力を高める学びの工房(アトリエ)として設置された聖徳ラーニングデザインセンターは、学生への個別学習指導や学習に関する相談を中心とした、学生の学習活動に対する支援を行う場であり、個々の学生の事情に応じた個別最適化された学習指導を行っている(学生便覧 2024 pp.65-66)。保育科においては入学後、必要な学生に対しては、ピアノ初心者を対象とした「ソルフェージュ授業」を実施し、さらには、ピアノの特別補習授業、時間外でもピアノ指導を受けられるピアノクリニックの制度を設けている(幼児と音楽表現 A 学習の手引き)。また、幼児教育実習、保育実習において学生の抱える不安や心配に対して、それらを緩和し、意欲的に実習に取り組んでいくことができるよう、個別指導を行っている(評価保留学生指導記録)。総合文化学科においては科別会において個別指導が必要な学生を把握し、教員間の情報共有を図り、個別に相談に乗ることのできる体制づくりを行なっている(総文議事録)。

学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援については、履修規程第 5 条を定め、1 年次の成績が一定の水準(GPA2.5)以上に達した場合は、1 年間で 43 単位を上限とする単位数を超えて履修登録を認めることができることで、また同条 2 項では、1 年次の成績が一定の水準(GPA2.5)以上に達した場合は、3 種類以上の教員免許状及び諸資格を取得することができることで、意欲的で優秀な学生に対し就学上の配慮を行っている(履修規定(短期大学部)第 5 条、同 2 項)。英語の授業では習熟度別のクラス編成を実施し、語学教育センターでは幼児教育・保育英語検定受検のための支援を行い、学内で受験できるシステムを構築している(CASEC に関する資料)。さらに、成績優秀者に対しては学則ならびに学生表彰細則にのっとり、学長賞・奨励賞・努力賞を授与して表彰しているだけでなく、成績が伸びた学生も激励賞として表彰し、さらなる学習の向上を推奨している(学則第 64 条)(学生表彰細則)(学生表彰(成績優秀者表彰)選考基準)。保育科においては、ピアノの進度が速い学生への配慮として、必修課題曲が終了した学生には難易度の高い課題曲を提供しているほか、任意で受けられる「ステップ・アップ・テスト」の制度を設け、共に評価へ反映させている(幼児と音楽表現 A 学習の手引き)。さらには、オーディションに合格した学生が出演できる「ピアノ演奏会」の機会を設けている(幼児と音楽表現 A 学習の手引き)(ピアノ演奏会プログラム)。また、公務員(幼稚園教諭・保育士)を目指す学生に対してキャリア支援課と協力して公務員対策講座を開設し、支援している(学生便覧 2024 p.103)(公務員試験対策講座スケジュール)。総合文化学科においては、特別講座 I(数的理解)の授業で習熟度別のクラス編成を行い、進度に合わせた指導を行っている(レベル別クラス分け)。また、優秀な卒業研究については雑誌『九十九段』に全文を掲載している他、ビソシエ・ウーマンのキャラクターデザインで優れた作品を制作した学生に感謝状を贈呈している(ビソシエ・ウーマン感謝状)。なお、「ビソシエ(BISOCIE)」とは、**Become Independent in Society** の略で総合文化学科の学生が卒業時に目指す姿を指す言葉として使用している。

通信教育部保育科では学習支援のための手引き等をウェブサイトに公開している(ウェブサイト「手引・しおり 各種マニュアル」<https://tk-univ-seitoku.jp/handbook/>)。また、

面接授業（スクーリング）等に合わせて、レポートの書き方やピアノ練習法に関する学習ガイダンスを行っている他、これらをウェブサイトで常時視聴できるシステムを構築している（学習ガイダンスのご案内）（ウェブサイト「学習サポート（動画・参考書）」<https://tk-univ-seitoku.jp/manual/#m02>）。ウェブサイトには在学生向けのページを開設し、幅広く情報提供を行っている（ウェブサイト「在学生の方へ」<https://tk-univ-seitoku.jp/>）。レポートについては、従来から行っている郵送による添削指導に加え、令和元（2019）年度からは、「Web フォーム S-kip」を使用しウェブサイト上においてもレポート提出・添削指導を行っている（学習のしおり pp.23-27）（ウェブサイト「Web フォーム S-kip」<https://tk-univ-seitoku.jp/webform/>）。図書館やピアノ練習室については、通信課程在学生も通学生と同様に利用できる（学習のしおり pp.91-95、p.81）。科目終了試験については顔認証システムを取り入れた完全 WEB 方式で実施している（学習のしおり pp.28-32）。

図書館には、司書の資格を有する職員を配置し、資料閲覧・貸出・返却などのほか、文献検索やレファレンス、相互協力（文献取寄せや複写の依頼）などのサービスを提供している（LIBRARY 利用案内）。また図書館利用ガイダンスを実施するなど、学生の学習向上のための支援を行っている（新入生ガイダンス実施状況）。

留学生の派遣（長期・短期）については協定校留学と認定校留学があり、留学に関する規定を学則に定め留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている（学生便覧 2024 pp.148-149）（学則第 30 条）（聖徳大学短期大学部学生外国留学に関する規程）（川並奨学金給付に関する細則）。しかし近年、留学生の派遣の実績はない。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づく学習支援方策の点検については、関係事務局より IR 室を通じ提供される「学習成果の測定・検証のための提供データ」や各実習先からの評価票に記載されている所見等を踏まえ、学科別の会議である科別会等において学習や実習等に課題がある学生の把握と情報共有を行い、指導方法を点検し改善している（科別会議事録）（学習成果の測定・評価のための提供データ）。保育科においては、学位認定・学位授与の方針に掲げる学習成果の獲得状況を「学習成果の獲得状況を測る手法と時期」に基づいて測定している（教育課程（履修要項）（令和 6 年度） p.13）。具体的には、自己評価として「DP 実習振り返りルーブリック」「実習自己評価ルーブリック」「DP「地域で学ぶ」科目群ルーブリック」「DP 保育表現創造演習ルーブリック」を活用して、他者評価として「科目群 GPA」「実習評価票」などを活用して、多角的・多面的に学習成果の獲得状況を測定している（学習成果の獲得状況を測る手法と時期 全体集計）。また学生は、年 2 回 7 月と 12 月に学習成果の獲得状況を把握し、卒業までに 4 回（二部生は 6 回）の学習成果の振り返りを行っている。その際、学生は、学習成果の獲得状況について、「自分が何をどの程度できるようになったのか」をエビデンスに基づいて記述（言語化）することを通して、自分の強みや弱みを把握し、各自で学習成果の獲得に向けた改善に取り組むことができるようにしている（学習成果の獲得状況（冊子））。また、それまでの測定結果を各学年の「学習成果の獲得状況を測る手法と時期 全体集計」にまとめ、科別会で適宜報告することで保育科の教員が学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習支援方策を点検できるようにしてい

る（科別会議事録）。総合文化学科においては、自己評価として「DP 自己評価」「卒業研究・卒業制作ルーブリック」、地域貢献活動の「ルーブリック」「気づきシート」「振り返りシート」「授業達成度アンケート」を活用して、他者評価として「科目群 GPA」「専門分野の到達度評価」等を活用して、年に 2 回学習成果の獲得状況を把握し、卒業までに 4 回の学習成果の振り返りを行っている（DP 自己評価）（卒業研究・卒業制作ルーブリック）（地域貢献活動）（学生個人 GPA 総合文化）（専門別到達度評価アンケート）。「DP 自己評価」では言語化することを通して、自己の学習成果を確認、実感できるようにしている（DP 自己評価）。このような形で行われた学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づく各学部・学科での改善活動の成果については、毎年 1 月の内部質保証ヒアリングにおいて自己点検・評価委員会による学習支援方策等の点検・評価も踏まえ、さらなる教育手法や学科マネジメントの継続的改善へと繋がられている（内部質保証ヒアリング結果）。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

学生の生活支援のために、教職員による学生生活委員会や学生に関わる事務局を組織し、これらと連携しながらクラス担任が中心となり、学生の生活支援を行っている（学校法人東京聖徳学園事務分掌規程）（聖徳大学短期大学部学生生活委員会規程）（学生便覧 2024 pp.67-99）（クラス担任マニュアル pp.29-38）。

クラブ活動や聖徳祭（学園祭）等の学園行事、学友会などは学生支援課が窓口となって担当教員とともに支援を行っているほか、学生便覧や在学生のための情報誌サイト「Wa」や

学友会公式 X や Instagram を通して、全学生に対し、学生が主体的に参画できる活動の周知を組織的に行っている（聖徳大学学友会活動支援部会規程）（学生便覧 pp.107-116）（情報誌サイト「Wa」サイト <https://www.seitoku-u.ac.jp/27642/>）（学友会公式 X https://x.com/sei_gakuyukai）（学友会公式 Instagram https://www.instagram.com/seitoku_gakuyukai/）。

学生食堂に関しては学生の嗜好に対応して四つのタイプの異なる学生食堂を設置しており、昼食時には弁当販売も行われている。また、授業や実習・演習等の活動に必要な用具として指定されている規定用品、文房具、書籍などの学用品をはじめ、日用品、食品などを取り扱う売店として三越直営店「ジャンティ」を設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。なお、食堂のうちレストラン「リリブ」は、18時15分から開始される芸術鑑賞会「シリーズコンサート」が開催される日は18時まで営業し、学生の便宜を図っている（学生便覧 2024 pp.139-140）。

宿舎が必要な学生への支援として二つの学生寮（うち一寮は令和7（2025）年3月をもって閉寮）を設置している他、学生会館や学生マンションの紹介を行っている。本学では学寮を、寮生活を通して人間教育を実践する教育寮として位置づけ、濃密な友情、チームワーク（協働精神）、主体性、規律性など、現代社会で求められている人間力を育むことを目的としている。学生は寮生活を通じて、仲間と協力しながら行動する力や、他者の考えを受け入れ、自らも考えながら様々な課題を解決する力などが身につけられる。学生寮には寮監・寮母が常駐し、学寮委員会や学生支援課と連携しながら学生支援を行っている。各寮では、在寮生から寮生長などの役員を選出し、学生が寮の自治を担っている。寮生長は寮生の意見をまとめ、寮監、寮母や学生支援課に伝えるなど寮生と教職員との橋渡しの役割を担い、寮で行われるイベントの企画や運営を行っている。寮での食事についても、併設する聖徳大学人間栄養学部人間栄養学科所属の管理栄養士の資格をもつ教員を含む学寮委員と委託業者が連携しながらメニューを決定するなど栄養面にも配慮している。施設については、学年や学科を超えたコミュニケーションをとるための多目的ルーム、ピアノ等の練習を行うための楽器練習室などを整備しているほか、指静脈入退管理システムを導入するなど、安全面にも配慮している。このように宿舎が必要な学生に支援を行っている。（聖徳大学短期大学部案内 2025 p.27）（入寮の手引き）（ウェブサイト「学生寮について」https://www.seitoku.jp/univ/campus_life/dorm/）。

本学は最寄り駅である JR 松戸駅より徒歩5分の立地にあり、学生は徒歩通学が可能であるため、交通事故防止を目的として自動車、自動二輪車、自転車等による通学を禁止している（聖徳大学短期大学部案内 2025 p.30）（学生便覧 2024 p.71）。そのため、通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置の必要はない。

学生への経済的支援のため、日本学生支援機構奨学金のほか本学独自の制度として在学特別奨学生や聖徳学園川並奨学基金、聖徳大学後援会奨学助成の制度を設け、教育支援課・学生支援課が窓口になり支援を実施している（学生便覧 2024 pp.142-147）（留学生奨学金

(外部団体・内部奨学金)申請にかかる学内推薦者選考細則)(川並奨学金給付に関する細則)(東京聖徳学園川並奨学基金規程)(川並奨学基金運用規則)(川並奨学金支給事務取扱要項)(聖徳大学短期大学部香和会 50 周年記念奨学基金規程)(聖徳大学・聖徳大学短期大学部 在学特別奨学生規程)。また、入学金や授業料が減免になる入試特待制度を実施している(聖徳大学短期大学部案内 2025 p.28)(入学試験要項一式)(聖徳大学及び聖徳大学短期大学部<アスリート・セカンドキャリア支援>特別奨学推薦入試入学者の授業料減免規程)(聖徳大学・聖徳大学短期大学部 入試特別奨学生規程)。さらに、地方公共団体や企業等の奨学金についても学生支援課が窓口となり、学生に紹介している(学生便覧 2024 p.147)。

学生の健康管理のために保健センターを設置し、保健室にて応急処置等の対応を行っているほか、Active Academy Advance を通して、保健センターだより「けんこう」を発行して健康に関する情報を発信している(Active Academy Advance)。保健センターには医師・看護師・保健師等の医療系スタッフ及び臨床心理士が常駐しており、健康相談室を設置し、健康相談、栄養相談等の業務を担当しているほか、心の相談室を 3 室設置し、学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている(学生便覧 2024 p.129)(クラス担任マニュアル pp.32-33)。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取については、在学生ならびに卒業予定者に対するアンケート「在学生の意識調査」「卒業生の意識調査」を実施しているほか、ハラスメントの相談窓口を設置し、学生の意見や要望の聴取に努めている(在学生の意識調査)(卒業生の意識調査)(学生便覧 2024 pp.82-83)。本学はクラス担任制をとっており、クラス担任との個人面談も、学生の意見や要望の聴取の場となっている(クラス担任マニュアル pp.10-11、p.57)。さらに、令和元(2019)年度からは「聖徳大学短期大学部 教育の内部質保証実施規程」に基づき、組織的かつ直接の形で学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。具体的には、各学科は、学年に配慮して選出した代表学生に対し、複数の教員で三つの方針を踏まえた適切性に関わるヒアリングを行っている。ヒアリング項目は、(1)カリキュラムの内容・学習方法・学習支援または学習成果、(2)授業改善への取り組み、(3)施設・設備、(4)社会連携・地域連携のいずれかに関して行っている。各学科はヒアリング結果を今後の対応方針とともに所定の様式にまとめ、自己点検・評価委員会に報告している(学生への直接のヒアリング実施依頼)。その後、学生からの意見を踏まえて取られた改善対応の内容及び学生へのフィードバック状況等についても、所定の書式にとりまとめ、指定の期日までに自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会では各学科で取られた改善対応及び学生へのフィードバック状況を取りまとめてデータベース化し、対応状況の把握を行っている。また、改善対応及びフィードバックに対する評価を行い、学科等でのさらなる改善対応を促す。全学的に対応・解決が必要な施設設備や学生生活等に関する課題については、担当事務部門や委員会へと振り分けを行いその報告を求め、改善への取り組みを促している(学生への直接のヒアリング結果に対応する改善の取り組み依頼)。

留学生については、国際交流委員会、学生支援課、担任の連携により留学生の学習及び生

活を支援する体制を整えている（聖徳大学国際交流委員会規程）（学生便覧 2024 p.29）（ウェブサイト「留学生のみなさまへ」<https://international.seitoku.ac.jp/>）。また、日本語教育を希望する外国人留学生に対する日本語の教育をおこなうことを目的とした「言語文化研究所日本語教育セミナー」を設置している（学生便覧 2024 p.66）。

社会人受け入れについては、通信教育部保育科を設置し、積極的に行っている（（通信）入学案内）。また保育科では主に働きながら学ぶ社会人を対象とした第二部を設置している（学則第 1 条第 2 項）。また、社会人学生のために、保育科及び総合文化学科では社会人特別入試とアスリート・セカンドキャリア支援特別奨学推薦入試を実施しているほか、長期履修学生制度を設けている（社会人特別入試要項）（アスリート・セカンドキャリア支援特別奨学推薦入試要項）（聖徳大学短期大学部 長期履修学生制度に関する規程）。さらに、科目等履修生の受け入れ、公開講座の開設等を行い、社会人学生の学習を支援する体制を整えている（学則第 57 条、第 67 条）（科目等履修生規程（短期大学部））。

障がい者受入れのための施設の整備については、バリアフリーへの対応としてスロープや福祉対応エレベーターを設置している（バリアフリー設備設置位置図）。また、「障害者基本法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、「聖徳大学・聖徳大学短期大学部 障がいのある学生支援に関する方針」を策定している。同方針にのっとり、入学まで及び在学中の支援に関する申請窓口を入学センターと学生支援課にそれぞれ設置している。具体的な支援内容としては、教材提示方法の工夫や座席の配慮等の修学支援や、肢体不自由のある学生の通学時における家族による送迎（車両の乗り入れ等）といった配慮等の学生生活支援、障がい者雇用企業の紹介等のキャリア（進路・就職）支援等を行っている。以上のように、令和 6（2024）年施行の法改正に伴う合理的配慮の提供義務化に対応した支援体制を整えている（聖徳大学・聖徳大学短期大学部 障がいのある学生支援に関する方針）（クラス担任マニュアル p.38）（障がいにかかる合理的配慮の提供に関する申請書）（障がいのある学生の支援（合理的配慮）実施までの流れ）（修学上の合理的配慮 合意内容書）。

長期履修学生を受け入れる体制については、「聖徳大学短期大学部 長期履修学生制度に関する規程」を設け、受け入れる体制を整えている（聖徳大学短期大学部 長期履修学生制度に関する規程）。現在この制度を利用した在籍者はいないが、令和元（2019）年度にこの制度を利用した入学生が総合文化学科に 3 名いた（長期履修期間の変更について）。

学生の社会的活動については、学生生活委員会ボランティア活動支援部会と学生支援課が中心となり、ボランティア活動認定制度により学生の社会的活動を積極的に評価・認定している（学生便覧 2024 pp.113-114）（ボランティア活動支援部会規程）。さらに、地域・社会に対する積極的な貢献を行った学生については、学則ならびに学生表彰細則にのっとり表彰している（学則第 64 条）（学生ボランティア活動認定制度規程）（学生ボランティア活動認定制度運用内規）。令和 6 年度は保育科の 1 団体が努力賞を受賞している（令和 6 年度学生表彰（課外活動等）について）。また、保育科ならびに総合文化学科は「社会貢献の理

論と実践」「地域貢献活動の実践」を必修科目とし、地域貢献活動を授業に取り入れ、単位化している（教育課程（履修要項）2024 p.15、19、33）。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

点検・評価の観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

就職支援のために、教職員で構成しているキャリア支援委員会ならびにキャリア支援課を組織し、クラス担任と連携して活動している。卒業年次の担任教員は全員キャリア支援委員会に所属し、学生の就職支援を組織的に行っている（各種委員会所属一覧）（キャリア支援委員会規程）（学校法人東京聖徳学園事務分掌規程）。本学の就職支援は、就職活動に入る前に学生全員とキャリア支援課職員が面談を行い、クラス担任とキャリア支援課で学生の状況を共有しながら学生一人ひとりに寄り添った、きめ細かで丁寧な全方位支援を実施していることが特徴である。①一年次から就職・卒業後までのシームレスなサポート、②一人ひとりの適性に合わせた全方位支援、③志望先・卒業先と連携した強力なフォローアップの三点を大きな強みとして教職員の組織を整備し活動している（ウェブサイト「就職・キャリア」<https://www.seitoku-u.ac.jp/career/>）。また求人情報について、掲示板やファイルのみならず、ウェブサイト上に求人データベース「SEITOKU NAVI」を開設し、学生が求人情報を検索する際の利便性を高めている（ウェブサイト「SEITOKU NAVI」<https://www2.kyujin-navi.com/>）。令和3（2021）年度からは、学生が実際に就職活動での面接を体験し、面接の流れを理解することを目的として、本学の管理職を中心とした教職員が面接官となり、本番さながらの緊張感で模擬面接を行う「面接チャレンジ会」を実施している（ウェブサイト「就職・キャリア」<https://www.seitoku-u.ac.jp/career/>）。

キャリア支援課に隣接し、学生の就職活動やキャリアについての情報収集や情報交換、そして学びの場としての役割を果たしている BISOIE ルーム等を活用し、事務職員が学生便覧記載の「就職に関する主な年間スケジュール」に従い、就職ガイダンスや個人面談等、学生の就職支援を実施している（学生便覧 2024 p.103）（個人面談実施記録）。また、オンライン就職活動対策のため、キャリア支援課内に「WEB ルーム」を2部屋用意している。WEB ルーム内にはノートパソコン、マイク付きヘッドフォン、リングライト、鏡等オンライン就職活動に必要な機材等が常備されている。学生には全学科の学生が活用できる就職の手引きをまとめた冊子である「シューカツスタートガイド」をデジタル化し Microsoft Teams を通じて学生に公開し、就職支援に活用している（シューカツスタートガイド）。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援としては、「聖徳夢プロジェクト」として、「思考力、文章構成力、文章表現力」「情報リテラシー、論理的思考力」「キャリアデザイン力」などを育成する必修科目を配置し、就職支援に繋げている（教育課程（履修要項） p.10）（学生便覧 2024 p.98）。保育科においては、保育科教員とキャリア支援課の連携により、公務員対策講座やガイダンス等を実施している（公務員試験対策講座スケジュール）。さらには、卒業生と在学生との懇談会「ようこそ先輩」や、「就職活動出陣式」の開催により、在学生の就職に対する意識を高め、就職支援に繋げている（令和6年度「ようこそ先輩幼保版」スケジュールと分掌表）（就職活動出陣式次第）。なお、保育科の学生は全員が幼稚園教諭二種免許または保育士資格を取得し、ほとんどの学生が免許・資格を活用して就職している（学科・専攻別就職状況）。総合文化学科においては、図書館司書・ITコース（図書館司書領域）では図書館司書の資格を卒業と同時に取得することができる。また、図書館司書・ITコース（IT領域）では情報処理士、国際観光・ホテルコースでは観光実務士の資格が卒業と同時に取得できる。その他、フードマネジメントコースではフードスペシャリストの受験資格が取得できる（教育課程）。検定試験についても、秘書検定、ファッションビジネス能力検定、簿記等を学生には積極的に受けるよう勧め、資格や検定に必要な知識の習得を目的に含む科目を開設し、展開している（科目シラバス）。

毎回の学部長・学科長会議で当該時点での「就職状況報告」を配布し、支援に活用している（就職状況報告）。各学科においても年度当初の教員会で配付される前年度の就職状況に関する資料「学科・専攻別就職状況」を、学生の就職支援に活用している（学科・専攻別就職状況）（科別会議事録）。

短期大学部専攻科への内部進学、聖徳大学3年次内部編入学（看護学部を除く）の制度を設け、進学に対する支援を行っている（聖徳大学短期大学部案内 2025 p.18）（学生便覧 2024 pp.104-105）（パンフレット「大学編入学・短期大学専攻科」）。保育科においては、新入生オリエンテーション学科長講和、在学生オリエンテーション学科長講和、9月に実施される就職出陣式学科長講和において、専攻科への進学、聖徳大学への編入学に関する説明を実施し、希望者については担任が窓口となって対応している（新入生オリエンテーションプログラム）（在学生オリエンテーションプログラム）（就職活動出陣式プログラム）（チラシ「大学編入学」）。総合文化学科においては、新入生オリエンテーション時、在学生オリエンテーション時に聖徳大学への編入学に関する説明を実施し、希望者については学科長及び担任が対応している（2025年度在学生オリエンテーションプログラム）。また、ゼミの教員が小論文や面接の指導を行うこともある（編入学生面接練習の日程調整メール）。なお、専攻科への内部進学者、聖徳大学への内部編入学者への入学金減免制度を設けている（ウェブサイト「内部推薦入試」http://kanon.seitoku.ac.jp/nyuugaku/?page_id=12）。留学に対する支援については、15の大学と協定を結んでおり、単位取得を目的とする学生の相互交換及び相互の大学の学術交流等を目的として連携を結んでいる（学生便覧 2024 pp.148-149）。留学が認められた場合、在学期間を限度として留学期間を卒業要件としての在学期間に含めることができることとしており、学生支援課が窓口となり修学支援を行っている（学則第3

0 条、同第 2 項) (学生便覧 2024 p.29)。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]****<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>**

点検・評価の観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

本学は、学校教育法第 92 条に基づき、学長、教授、准教授、講師、助教、助手などを置き、教員は学科等に所属し、教育研究に従事している。

短期大学部には学長、副学長を置き、学科には、学科長、必要に応じて学科長補佐を置き、教員の教育・研究活動を統轄するなどの責任ある教員組織編制をとっている（短期大学部学則 第 37 条）。

本学は、短期大学設置基準に定める必要以上の教員を配置しており、教育課程を遂行するために必要な教員数を確保している（設置基準における教員数と実数の資料）。

本学では教育課程編成・実施の方針に基づいた教育課程を編成し、それぞれの授業科目を適切な専任教員と兼任教員で担当している（教育課程（履修要項）（令和 6 年度）（教員一覧）（シラバス））。

専任教員の職位については、短期大学設置基準に基づき、「聖徳大学短期大学部教員選考基準」「聖徳大学短期大学部教員選考基準細則」を定め、教育研究上の実情を踏まえて適切に決定している（聖徳大学短期大学部教員選考基準）（聖徳大学短期大学部教員選考基準細則）。

教員の採用、昇任は、「就業規則」「聖徳大学短期大学部人事委員会規程」並びに「聖徳大学短期大学部教員選考基準」及び「同細則」に基づき、教育研究上の実績を踏まえて運用しており、短期大学設置基準の規程を遵守して適切に行っている。教員（兼任教員を含む）の

採用にあたっては、採用候補者全員に対して学長及び副学長による面接（兼任教員は副学長若しくは学科長）を行うことで、教育研究上有為な人材の確保に努めている（就業規則）（聖徳大学短期大学部人事委員会規程）（聖徳大学短期大学部教員選考基準）（聖徳大学短期大学部教員選考基準細則）。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

各教員は担当する専門授業科目の展開を可能とする研究を行っている。その成果は、本学紀要に限られることなく、国内外の学会誌、あるいは著作において発表され、評価を得ている。なお、実務や実技を主とする分野の教員は、その分野での実績を有している。教員の研究活動については、「教員研究紹介」としてウェブサイトにおいて広く社会に公開している（ウェブサイト「教員研究紹介」<https://www.seitoku.jp/daigaku/kyoinfd/gaka.html>）。

科学研究費助成事業（科研費）など外部資金の獲得については、教員会において知財戦略・地域連携推進委員会と事務局の教育研究推進部知財戦略課による、科学研究費助成事業（科研費）の申請に関する説明会を開催し、その他に採択者による勉強会や研究計画書の書き方について動画配信を行うなど、獲得に向けて取り組んでいる（令和6年度 研究倫理・コンプライアンス講習会 科学研究費助成事業等説明会 次第）。令和6（2024）年度の科学研究費補助金の獲得状況は、継続分も含め3件であった（本学の科研費採択課題（令和6年度））。

研究活動に関する規程としては、「聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る行動規範」「聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」、などを整備している（聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る行動規範）（聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防

止に関する規程)。また、人を対象とする研究に関し「聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理規程」及び「聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理委員会規程」を定め倫理委員会を設置し、規程にのっとり対応している(聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理規程)(聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理委員会規程)。さらに動物実験を対象とする研究に関し「聖徳大学動物実験指針」及び「聖徳大学動物実験委員会規程」を定め動物実験委員会を設置し、規程にのっとり対応している(聖徳大学動物実験指針)(聖徳大学動物実験委員会規程)。その他「サービスのしおり」ハンドブックにおいて、専任教員の研究費の使用について定めている(ウェブサイト「サービスのしおり」<http://kanon.seitoku.ac.jp/soumu/index.html>)。

研究倫理を遵守するための取り組みとして、「聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」など関係規程を整備し、管理する体制をとっている(聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程)(聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における公的研究費の適正な運営・管理に関する規程)(聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る行動規範)(研究活動における不正行為防止計画)(公的研究費における不正使用防止計画)(研究活動及び研究費に係る運営・管理体制(組織図))(聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における公的研究費の不正使用に対する通報等に関する取扱要領)(聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する通報等に関する取扱要領)。具体的な取り組みとしては、「令和6年度 研究倫理・コンプライアンス講習会」を令和6(2024)年6月28日に実施し、専任教員の研究倫理に関する教育を行った(研究倫理・コンプライアンス講習会資料)。また、講習会欠席者へのフォローとして、講習会を録画した動画をウェブサイトに掲載し、閲覧できるようにした(令和6年度研究倫理・コンプライアンス講習会動画公開と調査票フォーム回答及び誓約書ご提出のご案内)。

専任教員の研究成果の発表の機会については、紀要委員会を設置し、「聖徳大学・聖徳大学短期大学部研究紀要投稿細則」に基づき研究紀要を年1回発行している(聖徳大学・聖徳大学短期大学部研究紀要投稿細則)。研究紀要は、本学図書館ウェブサイト内の聖徳大学機関リポジトリにおいて公開している(聖徳大学機関リポジトリウェブサイト https://seitoku.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=controlnumber&search_type=0&q=0)。このほかに附置研究所等においても研究紀要を年1回発行しており、これらにより研究成果発表の機会を確保している(聖徳大学・聖徳大学短期大学部研究紀要)(児童学研究所紀要)(言語文化研究所『論叢』)(心理教育相談所紀要)。

専任教員の研究、研修等を行う時間については週のうち1日を研究日として認め、研究、研修等を行う時間を確保している。研究日の設定は、所定の期日までに学長へ届出ることになっており、年度開始前に教育支援課へ研究日の希望届を提出し、ほぼその希望が達成されることになっている。もし、学会などが研究日以外に開催されても研究日を補講に充当することで、支障をきたさないようになっている(「サービスのしおり」ハンドブック p.8)(聖徳大学・聖徳大学短期大学部教員勤務細則 第9条)(研究日希望届)。

専任教職員は「在外研修規程」によって資質の向上を図り法人の発展に寄与することを目的に、在外研修員として短期6ヶ月以内、長期6ヶ月を超え1年以内、国外において研究、調査等に専念する機会が与えられている。このほか関連規程として「就業規則」や「海外旅費規程」などを定めており、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程が整備されている（学校法人東京聖徳学園在外研修規程）（就業規則 第55条）（学校法人東京聖徳学園海外旅費規程）。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。〕

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

事務をつかさどる専門的な職能については、建学の精神にはじまる学園のミッション・ビジョン・戦略の実現と学園を取巻く環境への対応を実現するための以下の要素を、学園の求める人材像としている。

- ①学園全体への貢献とは何かを自身で考え、行動する人材
- ②少数精鋭の組織を担うプロフェッショナル人材
- ③チームワーク、コミュニケーションを通じて、人を育てる人材

これらを目指して成長することを目的に、「役割等級」を共通のベースとした、資格体系（グレード制）、評価制度、報酬制度、人材開発制度を統合した「事務職員人材マネジメント制度」を確立し導入している。この制度には、各組織の業務に必要な知識・能力等を定めた「職務基準書」、職位の役割を定めた「役割基準書」、グレード職務要件とグレード昇格要件を設定しており、この基準書に基づき、所属長が「実績レビューシート」を活用して、半期（上期・下期）毎の成果目標を設定し、OJTによる能力開発を実施している（人材マネジメントシステム説明資料）（職務基準書）（実績レビューシート）（スキル評価シート）。また、知識・能力の向上を目的として外部研修会にも積極的に参加させている（外部研修参加実績一覧）。実施した能力開発の有効性は、半期に1回レビューを行い評価している。年1回年度末に「スキル評価シート」による「スキル評価」を行い有効性の確認を行っている（スキル評価シート）。以上のことから、事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

事務職員の配置については、毎年「キャリア自己申告書」として、現在の仕事の適正や、今後希望する職掌などを人事課へ申告し、これらの内容も考慮し、個々の適性に合うように

適切な人員配置を行い、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている（キャリア自己申告書）。

事務には、組織に関する「学校法人東京聖徳学園組織規程」、職務に関する「学校法人東京聖徳学園事務分掌規程」、事務処理に関する「学校法人東京聖徳学園文書処理規程」「学校法人東京聖徳学園公印取扱規程」「東京聖徳学園経理規程」就業に関する「学校法人東京聖徳学園就業規則」「給与規程」「退職金規程」「定年規程」「学校法人東京聖徳学園国内旅費規程」「学校法人東京聖徳学園海外旅費規程」などの規程を整備している（学校法人東京聖徳学園組織規程）（学校法人東京聖徳学園事務分掌規程）（学校法人東京聖徳学園文書処理規程）（学校法人東京聖徳学園公印取扱規程）（東京聖徳学園経理規程）（学校法人東京聖徳学園就業規則）（給与規程）（退職金規程）（定年規程）（学校法人東京聖徳学園国内旅費規程）（学校法人東京聖徳学園海外旅費規程）。

事務室は、8号館（クリスタルホール）5階に、企画室、秘書室、総務部（総務課、企画課、人事課、出版事業課、学園史編纂室）、財務調整課、募金課、4階に経理部経理課、学生部（学生支援課、教育支援課〔音楽支援グループのみ7号館4階〕、実習支援課）、教育研究推進部（IR室、知財戦略課、地域連携課）、3階に入学センター、7号館1階に経理部施設管理課、地下1階に学生部キャリア支援課、1号館4階に教育研究推進部（図書館事務室、博物館事務室、総合メディア室）、情報システム課、6号館1階に保健センター、実習支援課実習指導室、5号館2階に生涯学習部通信教育学務課、10号館1階に生涯学習部生涯学習課の事務室が置かれている（学内図）。各事務室には、事務処理に必要なネットワークを構築しており、各個人にはパソコンが与えられている。このほか電話、ファックス、プリンター、書庫、文房具など事務処理に必要なものが整備されている。それ以外の消耗品等については、各部署が物品購入申請により購入することが可能となっており、事務部署に必要な情報機器、備品等を適切に整備している（物品購入申請書）。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、業務を実施する部門単位で、日常実施している業務の質の自己点検・評価（セルフチェック）を実施し、抽出された課題については中期計画及び次年度計画に具体的施策として組み入れ、業務の質の維持・向上に取り組んでいる（ガバナンスセルフチェックシート）。

学生の成績記録は、「学園文書処理規程」に基づき適切に保管している（学園文書処理規程）。なお、成績記録は、電子データとして学内ウェブポータルシステム（Active Academy Advance）のデータベースに保管している。教職員には「ユーザーアカウント管理手順書」に基づき権限を設定したユーザーアカウントが付与されている。これにより、業務に携わる担当者のみがアクセスできるようになっている。また、このデータベースを利用した場合は、システム上にアクセスログを取得できるようになっている（ユーザーアカウント管理手順書）。

【区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。】

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

短期大学の教員組織の役割分担については「学校法人東京聖徳学園組織規程」第 2 節において定めている。また、事務組織については同規程第 4 章において定め、事務分掌については「学校法人東京聖徳学園事務分掌規程」を定めている（学校法人東京聖徳学園組織規程第 2 節、同第 4 章）（学校法人東京聖徳学園事務分掌規程）。このほかに特定の事項を協議するために委員会が設置されている。委員会には教員だけでなく、関連部門の事務職員も委員として構成されており、教育研究活動から厚生補導まで教職協働で取り組んでいる（委員会規程）。

「東京聖徳学園組織規程」第 14 条において「短期大学部に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定めており、学長が短期大学の校務に権限と責任を有していることを明確にしている。また、事務部門においては同規程第 27 条第 1 項に「大学事務局に大学事務局長を置く。」、同第 4 項で「大学事務局長は、学長の監督のもと、大学及び短期大学部並びに学校等の事務を統括掌理し、所属職員を指揮監督する。」と定めている（東京聖徳学園組織規程第 14 条、同 27 条第 1 項、同第 4 項）。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 教職員の SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

職員の職能開発 (SD) については、組織的に推進していくため、「自己点検・評価委員会」のもとに「SD 部会」を設置し、「聖徳大学短期大学部 SD 部会規程」に基づき活動している（聖徳大学短期大学部 SD 部会規程）。「SD 部会」において「SD 研修計画」を策定し、新規採用者に対する研修、「グレード別研修」の実施や能力向上のために加入団体等の実施する外部研修に積極的に参加する機会を与えるなど、組織的・体系的な資質向上に務めている（SD 研修計画）（令和 6 年度グレード別研修の実施について）。加えて、教学運営をめぐる課題の高度化・複雑化に対応できるよう、SD 研修会を実施している。令和 6（2024）年度においては、令和 3 年 5 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、私立大学等においても令和 6 年 4 月から障がいのある人への合

理的配慮の提供が義務化されたことも踏まえ、「合理的配慮」をテーマに掲げ、法令の概要、合理的配慮の理解、対応事例について情報の共有を図った（令和 6 年度 全学 SD 研修会実施結果について）。

FD 活動については、毎年度「聖徳大学短期大学部 FD 部会規程」に基づき次の活動を行っている（聖徳大学短期大学部 FD 部会規程）。

①一般公開授業（FD 公開授業）による授業評価

春学期・秋学期ごと、原則として全ての授業を一定の期間公開する。公開授業の参観は全教職員（兼任教員を含む）が可能となっている。公開授業を参観した教職員は「公開授業に対する評価表」によって授業内容、教材、教授技術等の評価を記述し、授業を担当する教員へ提出する。授業を担当する教員は、この参観教職員による評価データを検討して、「一般公開授業報告書」を作成し報告している。この授業報告書の作成過程を通して指導方法の改善を行う仕組みになっている。（令和 6 年度春学期 FD 公開授業の実施について）（令和 6 年度秋学期 FD 公開授業の実施について）。

②全学 FD 研修会

自己点検・評価委員会は、年度ごとの重点課題に沿って教授方法の工夫・開発から教育課程全般までを対象として、毎年全学での FD 研修会を開催し、教育の質向上とカリキュラムの実質化を図っている。令和 6（2024）年度においては、「教員と学生のより良い関係性を目指して：組織的アプローチによる対応と負担軽減の実現～教員の心理的負担を軽減する実践～」をテーマに、保健センターより現状と課題、大学教育学部児童学科及び看護学部看護学科より、学科の対応事例について紹介・共有した（令和 6 年度全学 FD 研修会の開催について）。

本学の FD 活動には、教育に携わる職員として事務職員が積極的に参加しており、そこの学びを教職協働の取り組みに活かしている。

③学科 FD 活動

各学科は、それぞれの特徴に応じて「学科 FD 活動」を実施している。

【令和 6（2024）年度学科 FD 活動 開催テーマ】

春 学 期	保育科	「社会貢献の理論と実践」における現状認識の共有と改善へ向けた意見交換（令和 6（2024）年 7 月 19 日）
	総合文化学科	「キャリアスタディⅡ 出版業界、編集のお仕事について」の受講及び意見交換（柴田書店、猪俣幸子氏）（令和 6（2024）年 6 月 28 日）
秋 学 期	保育科	「地域貢献科目」における成果と課題の共有および改善へ向けた意見交換（令和 6（2024）年 12 月 13 日）
	総合文化学科	「短大認証評価に向けて、保育科における内部質保証の取り組みを学ぶ」の受講及び意見交換（保育科学科長 小畑秀樹先生）（令和 7（2025）年 2 月 27 日）

なお、学科 FD 活動終了後、その報告書を教務委員会に提出し、教務委員会で点検している。以上のように専任教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている（学科 FD 活動について）（学科 FD 活動（研修）報告書）。

本学では授業の準備等を補助する副手を配置しているが、直接授業に参画する指導補助者は配置していない。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- (4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

就業規則をはじめとする教職員の就業に関する諸規程は、労働基準法など関係法令に基づき定めている（サービスのしおり）（就業規則）（育児休業及び育児短時間勤務に関する規程）（介護休業及び介護短時間勤務に関する規程）（母性保護に関する規程）（学校法人東京聖徳学園ハラスメント規程）（学校法人東京聖徳学園ハラスメント防止機構図）（定年規程）。

これらの規程は「サービスのしおり」にまとめられ、学内サイトに掲載し、教職員に周知している（ウェブサイト「サービスのしおり」<http://kanon.seitoku.ac.jp/soumu/daigaku/index.html>）。

教職員の採用、任免、サービス、出退勤及び人事記録等については、諸規程に基づき人事課が適正に管理・運営を行っている。また、心身の健康管理を掌る組織として保健センターを置

いており、医師、看護師、保健師、カウンセラーが常駐し、学生及び教職員の心身の健康管理を行っている（学校法人東京聖徳学園事務分掌規程）（学生便覧 2024 p.129）。以上のような形で本学では、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

教職員の採用は就業規則に採用基準や選考について定め適切に行っている。また、就業規則の他に教員の採用、昇任については「聖徳大学短期大学部人事委員会規程」、短期大学設置基準の第7章 教員の資格を準用し定めている「聖徳大学短期大学部教員選考基準」「同基準細則」に基づき行っている。職員については「役割等級」を共通のベースとした、資格体系（グレード制）、評価制度、報酬制度、人材開発制度を統合した「事務職員人材マネジメント制度」を確立し導入している。この制度には、各組織の業務に必要な知識・能力等を定めた「職務基準書」、職位の役割を定めた「役割基準書」、グレード職務要件とグレード昇格要件を設定している。グレードの昇格は「どんな役割・職責が遂行可能なのか」という「職務要件」によって決定する。具体的には前年までの評価結果や、レポート提出・試験・面接等を通じた総合的な判断により決定される（就業規則）（聖徳大学短期大学部人事委員会規程）（聖徳大学短期大学部教員選考基準）（聖徳大学短期大学部教員選考基準細則）（職務基準書）（役割基準書）。以上のように教職員の採用、昇任は規程等に基づき適切に行われている。

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- (8) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (9) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。

- (10) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (11) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。

①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。

②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。

- (12) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

聖徳大学短期大学部は聖徳大学と同キャンパスにあり、校地は聖徳大学と共用となっている。その面積は全体で 88,879.29 m²である。この面積は、短期大学設置基準の 4,200 m²と大学設置基準の 38,250 m²（収容定員 4,245 人）の合計 42,450 m²を満たしており、短期大学置基準を充足している。敷地内には学生が交流、休息その他に利用できる空地でもある SHAN SHAN プラザや、PACHI PACHI プラザが整備され、ベンチ等も配置されている（令和 6 年度自己点検リスト（表紙・資料編） 資料 13 校地・校舎・施設）。以上のように校地は短期大学設置基準を充足している。

運動場は、大学と共用となっており、その面積は全体で 32,238.00 m²である。このほか、体育館、体育実技室、グラウンドとテニスコート及びトレーニングルームを有しており、体育の授業をはじめ、課外活動などで有効に活用している。また、大学と共用の講堂を有しており、本学の特色ある教育の一つである聖徳教育のプログラムの一部であるシリーズコンサートなどで活用されている。この他学生の厚生施設として、2つの学生寮（内1寮は令和7年3月をもって閉寮）、4つの学生食堂、購買、談話室などを整備している（学生便覧 pp.85-86,231-248）。

校舎についても聖徳大学と共用している。校舎面積は全体で 94,663.97 m²であり、短期大学設置基準の 3,850 m²と大学設置基準の 24,195 m²の合計 28,045 m²を満たしており、短期大学置基準を充足している（令和 6 年度自己点検リスト（表紙・資料編） 資料 13 校地・校舎・施設）。

校舎内は、出入り口のスロープや自動ドア、福祉対応エレベーター（車いす対応、点字表示）、多目的トイレの設置など、主要な部分のバリアフリーへの対応は完了しており、障がい者へ配慮した対応がなされている（バリアフリー設備位置図）。

校舎には、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う教室（講義室、実習室、実験室、ピアノレッスン室など）、川並弘昭記念図書館、メディアパーク（情報サービス施設）、川並香順記念講堂、体育館（実技室を含む）、福利厚生施設（保健センター、食堂、売店など）、教員研究室、事務室などを聖徳大学と共有の形で有機的に配置している（校舎平面図）。また、本学は、創立者川並香順の「良い教育は、良い環境から」という理念のもとに教育環境を整備している。特に、学校施設は「単なる入れ物であってはなら

ない」との考えから、現代芸術界で高い評価を得ている芸術家たちによる壁画や彫刻等を、校舎、学生寮、研修施設等に配置し、キャンパス全体を芸術的空間とすることで、学生の学びの環境の充実に取り組んでいる（教育環境ウェブサイト https://www.seitoku-u.ac.jp/campus_life/facility/）。

専任教員の研究室については、全員に研究室が与えられている。この研究室には電話回線、インターネット接続ができるイーサネットの配線が行われ、空調設備も用意されている。このように専任教員が研究を行うための研究室を整備している（令和 6 年度研究室等一覧）。

通信教育部保育科における印刷教材等の保管・発送事務は、通信教育学務課が担当している。事務室は 5 号館 5202 室にあり、9 名の専任職員が勤務している（大学と兼務）。通信教育に関わる全ての印刷教材等は、隣接する 5201 室（添削指導室）に保管しており、必要な印刷教材をいつでも発送することができる。また、5201 室には、通信学生が個別の添削指導、実習指導を受けるための添削指導室としてのスペースも十分に確保している（校舎平面図）。レポートの添削については、科目担当の教員が通信教育学務課事務室（5202 室）でレポートを受け取り、添削指導室や各研究室で行っている。また、従来の紙によるレポート提出に加えて、Web レポート提出システム「Web フォーム S-kip」を導入しており、学生がウェブサイトを利用してオンラインで提出したレポートを、教員がオンライン上での添削も行っている（ウェブサイト「Web フォーム S-kip」 <https://tk-univ-seitoku.jp/webform/>）（ウェブサイト「学習システムの使い方」 <https://tk-univ-seitoku.jp/handbook/>）。このように、通信による教育を行うための施設が十分に整備されている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づく授業のための機器・備品について、各学科共通で使用するパソコン 439 台の他、次の通り整備している（パソコン設置台数）。

①保育科の教育課程編成・実施の方針に基づく授業のための機器・備品

ピアノを履修する学生の練習施設として 7 号館 7 階にピアノ練習室（個室）を 155 室（アップライトピアノ 155 台）と 1 教室（消音型ピアノ 90 台）を設置している。なお、学園全体では 676 台（スタインウェイ 19 台、ベーゼンドルファー 4 台、ヤマハ 292 台、カワイ 360 台、アポロ 1 台）のピアノが設置されており、専任の職員 1 名と非常勤の職員 2 名の計 3 名体制でメンテナンスを行っており、適切な状態に整備されている。また、児童文化演習室には人形劇用の舞台、小児保健実習室には乳児の沐浴や授乳の練習用人形が 27 体・心肺蘇生人形が 9 体、2 部屋ある ML 教室にはそれぞれ 54 台のキーボード、音楽リズム室には各種楽器を整備している。

②総合文化学科の教育課程編成・実施の方針に基づく授業のための機器・備品

総合文化学科の専門的な学びと授業内容に合わせ、調理実習室（1203 教室）にはガスレンジ、炊飯器や恒温高湿庫等を設置しているほか、製菓実習のための製菓実習室（1303 教室）には製菓・製パン用大型電気オーブン、卓上ミキサーや急速凍結庫等を整備している。また、調理実習のための調理実習室（1203 教室）・給食管理実習室（1208 教室）・試食室（1208 教室）・食品加工実習室（1306 教室）も整備している。ファッション・造形のための家政実習室（7505 教室、7605 教室）にはロックミシンやスチームアイロン、芯地ボディ

等を整備しており、また、染色や被服整理の実験のための、被服整理・染色実験室（3056 教室）を整備する等、専門的な学びの内容にあわせた機器、備品を適切に整備している。

本学図書館は併設する大学と共用で設置、運営されており、令和 6 年度末時点で、蔵書数は大学短大合計で図書が 553,693 冊、雑誌が 3,145 種、AV 資料が 33,549 点を整備している。また、12 のデータベースと契約を行い、学生・教職員に提供している（年次報告書図書館）。

各学科に関連する図書は以下のとおりである。

保育科 約 53,000 冊

総合文化学科 約 45,000 冊

このように教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。

図書等の教育研究上必要な資料の整備については、図書館の整備及び運営に関する重要事項を審議するため、図書委員会が置かれており、資料を系統的に収集するため、図書の選定等を行っている。流通業者の「新着図書情報」を基に各学科から選出されている図書委員が推薦する図書又は学生・教職員から要望のあった図書の中から図書委員会において選定を行っている（図書委員会規程）。また学生に図書館に親しみをもってもらい、読書推進及び図書館利用増加を目的として、学生が書店で実際に本を手に取りながら、図書館の蔵書としたい本を選定する「選書ツアー」を例年実施している（令和 6 年度 選書ツアー実施報告）。廃棄については保管場所があるため行っていない。なお、紛失等による除籍については図書館資料管理規程第 12 条に定めている（図書館資料管理規程第 12 条）。

本学で所蔵していない資料等については、国立情報学研究所の図書館間の相互貸借サービス（ILL）を利用し、文献複写や現物貸借サービスを提供している。また、他大学図書館へ出向き直接利用したい場合には、当該図書館を利用するための紹介状の発行を行っている（サービスのしおり（ハンドブック））（ウェブサイト「聖徳大学川並弘昭記念図書館 相互協力サービス」<https://www.seitoku.jp/lib/newhp/newguide201204.html>）。以上のように、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。

現在は原則対面授業を実施しているため、多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で授業を行うことは少ないが、本学では Microsoft 365 Teams と Moodle を活用したオンライン授業を実施できるよう整備している。コロナ禍におけるオンライン授業の増加による回線使用量の増加に対応するため、令和 2（2020）年度に学内の教育系のネットワークを 1.1Gbps から 10Gbps に増強を行った。これにより教員は研究室からもオンライン授業を展開することが可能となっている（ネットワーク機器配置図）。また、令和 3（2021）年度には 7 号館、令和 4（2022）年度には 1・3 号館の無線 LAN エリアを拡充した。これに

より対面授業とオンライン授業のハイブリッド展開や、対面授業とオンライン授業が連続する学生への学内での受講環境の提供が可能となっている（学生便覧 2024 pp.231-248）（ウェブサイト「SEIROKU 学生サイト」<https://seitoku.sharepoint.com/sites/SEITOKUPortal2>）。通信教育部保育科におけるオンラインスクーリングにおいても Microsoft365 Teams と Moodle を活用している（ウェブサイト「学習システムの使い方」<https://tk-univ-seitoku.jp/handbook/>）。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

点検・評価の観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

固定資産管理、消耗品及び貯蔵品管理について、「東京聖徳学園経理規程」及び「東京聖徳学園経理規程細則」に定めている（東京聖徳学園経理規程）（東京聖徳学園経理規程細則）。

施設設備については「学校法人東京聖徳学園事務分掌規程」に基づき施設管理課を中心に維持管理している（学校法人東京聖徳学園事務分掌規程）。建物や設備等について業者と保守契約を締結し、定期的に異常がないかの点検を実施し、万が一不備等が認められた場合は、修繕や更新等を行っている。軽微な修繕は問題ないが、学生数の減少に伴い、大規模修繕や更新のための原資が十分に確保できていないことは課題である。また物品については「東京聖徳学園経理規程」及び「東京聖徳学園経理規程細則」に基づき経理課を中心に維持管理している（東京聖徳学園経理規程）（東京聖徳学園経理規程細則）。

火災・地震対策、防犯対策のための規程としては、内部統制システム整備の基本方針に基づき、リスク管理規程において対応の原則を定めている（内部統制システム整備の基本方針）（リスク管理規程）。また、火災・地震対策については、消防法第8条に基づき消防計画を策定し、防災・防火管理についての必要事項を定めている（聖徳大学消防計画）。

火災・地震対策のための定期的な点検・訓練としては、毎年11月に学事日程に消防・防災総合訓練日を設定し、「学校法人東京聖徳学園松戸キャンパス 災害発生時避難マニュアル」に基づく消防・防災訓練を実施している（学校法人東京聖徳学園松戸キャンパス 災害発生時避難マニュアル）。消防・防災総合訓練においては、避難経路、避難状況、時間等を確認するとともに、学内ウェブポータルシステム（Active Academy Advance）を用いた安否確認や避難訓練の事後調査を行っている（災害発生時避難マニュアル）。また、全学的に5月と10月に防災強化週間を設定して、授業開始時に教員から避難経路や避難場所を説明

するなどして、防災意識を高めている（防災強化週間について）。なお、施設内に3か所、AED（自動体外式除細動器）を設置するとともに（学生便覧 pp.239-241）、松戸消防署による普通救命講習も実施している（普通救命講習案内）。防犯対策の点検・訓練としては、地元の松戸警察署の協力を得て取り組んでいる。学生への防犯意識の啓蒙のため、令和6年6月20日に松戸警察署より講師を招き、防犯講習会を開催した。当日は千葉県・松戸市における犯罪被害の最新情報、女性が被害に遭いやすい痴漢被害・ストーカー被害・ネットトラブルに対する防犯ポイントや対策方法を学生に分かりやすく説明していただいた（ウェブサイト「松戸警察署による特別講義「防犯講習会」を開催しました <https://www.seitoku-u.ac.jp/169051/>）。また、令和7年1月9日に、教職員を対象に刺股（さすまた）を用いた不審者対応訓練を実施し、不審者対応能力を向上させるとともに、危機管理意識を高めている（ウェブサイト「不審者対応訓練を実施いたしました」 <https://www.seitoku-u.ac.jp/233448/>）。

セキュリティ対策については、「情報システムセキュリティ対策規程」において、施設・設備の保全及び情報の安全管理の体制を定め、ことに個人情報の漏洩や改ざんなどの事態に対しては、「個人情報保護基本規程」「緊急時対応規程」によって対処することとしており、適切に対策を講じている（情報システムセキュリティ対策規程）（個人情報保護基本規程）（緊急時対応規程）。また、コンピュータシステムのセキュリティに関しては、Firewallによるアクセス制御をインターネット系と教育系・事務系ネットワークの分岐点の2箇所で行うとともに、ウィルス検知ソフトをサーバー及びクライアントPCへインストールすることでセキュリティ対策を講じている（ネットワーク機器配置図）。さらに教職員を対象とした情報セキュリティ講習会を、Moodleを活用しオンデマンドで開催している他、Microsoft365の多要素認証の導入を行うなど、セキュリティ対策の向上に取り組んでいる（情報セキュリティ向上計画について）。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全については、「東京聖徳学園環境方針」を定め取り組んでいる（東京聖徳学園環境方針）。主な取り組み内容としては、松戸キャンパス全体の空調を中央コントロールルームでの一括管理、中水利用システム、人感センサーの導入、学内照明のLED化など、エコキャンパスとして省エネを推進している。この取り組みについては、毎年度、「環境報告書」としてまとめ、理事会へ報告するとともにウェブサイトにおいて広く社会に公表している（ウェブサイト「環境報告書」https://www.seitoku-u.ac.jp/pdf/about/jouhou_datafile/kankyouhoukoku.pdf）。

以上のように本学では、施設設備の維持管理を適切に行っている。

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

点検・評価の観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

教育課程編成・実施の方針に基づく技術サービス、専門的な支援、施設設備の充実の一環としては全学共通のポータルサイトを開設している。その一つとして、学生及び教職員用に学内ウェブポータルシステム (Active Academy Advance) を導入し、学務・教務情報システムが稼動しており、教務連絡、履修状況管理、成績管理、授業支援 (学生カルテ、アンケート、出欠管理など)、スケジュール管理などを行っている (学内ウェブポータルシステム (Active Academy Advance) 利用の手引き)。また、1号館には「自習室」、図書館には「グループ学習室」を設置している。(学生便覧 2024 p.123、134、235) さらに、保育科のピアノを履修する学生の練習施設として7号館7階にピアノ練習室(個室)を155室(アップライトピアノ155台)と1教室(消音型ピアノ90台)を設置している。なお専任の職員1名と非常勤の職員2名のピアノ調律職員を置くなど、授業や演奏会に向けて楽器を常に最良の状態を保つよう配慮している(ウェブサイト「教育環境」https://www.seitoku-u.ac.jp/campus_life/facility/) (楽器メンテナンス記録)。

情報技術の向上に関するトレーニングについては、学生に対しては情報活用科目として「情報活用演習(基礎)」を必修科目として開講している(教育課程(履修要項)(令和6年度) p.16、p.20、p.34)。同科目においては、学生が自ら課題を設定し、数理・データサイエンス・AIの知識、技能を基盤とし、学科での専攻に合わせ実データ・課題を用いて、情報社会での実例を題材に主体的に問題解決が可能な能力を身につけることを目的としている。具体的には人工知能やAI技術の仕組みの理解、図書館やインターネットのサイトを通じた情報収集方法の理解や、文書作成ソフト、プレゼンテーションソフト、表計算ソフトの活用等を学び、その知識を活かし自ら設定した課題について、情報収集・分析・解決結果の報告を行う(情報活用演習(基礎)シラバス)。教職員に対しては、学内で使用するMicrosoft365のマニュアルをMicrosoft Teamsを活用して共有している(ウェブサイト「SEITOKU 教職員サイト」https://seitoku.sharepoint.com/sites/SEITOKU_Portal) 他、ICTに関する講習会を開催している。令和6年度は事務職員の希望者を対象に「Outlook 入門コース」「Teams 入門コース」をオンデマンド形式で開講し、ICT技術の向上に取り組んだ(事務職員対象ICT講習について)。

コンピュータ演習室はパソコンのOSのサポート期間などを考慮し、定期的な更新を行っ

ている（PC 教室更新状況）。なお、学生の BYOD（Bring Your Own Device）化が進んでいることもあり、今後はコンピュータ演習室を縮小し、維持管理に掛かっていたコストをネットワーク環境の強化に再配分していくことを検討している（PC 教室更新計画）。

コンピュータ演習室などの特別教室を整備し、専門教育科目における特別な PC 機器及びソフトウェアの充実を図り、適切な状態を保持している。例えば、1007 コンピュータ教室については、総合文化学科の教育課程編成・実施の方針に基づく授業内容に合わせたソフトウェア等の技術的資源を配置しており、3 次元 CAD ソフト（Form・Z）、イラストソフト（Adobe Illustrator）、CG 画像ソフト（Adobe Photoshop）等の専門的な学びの内容にあわせた技術的資源の配分がなされている（1007 教室 PC 設定書）。

学内の情報機器の活用状況については、8 室あるコンピュータ演習室を授業で活用しているほか、学内ウェブポータルシステム（Active Academy Advance）を導入し、Microsoft 365 や Moodle などを用いた各種連絡等も併せ、短期大学運営に活用している。学生が利用可能な情報環境としては、学生用パソコンの合計台数は大学と共用で 116 台である。その内、メディアパークでは、デスクトップパソコン 46 台、貸出用ノートパソコン 30 台が自由に使用できる環境を整備している。また、「メディア工房」では、パソコンを使ったデジタルビデオ編集、スキャナでの静止画像の取り込みから加工、大判プリンターでの印刷等が可能になっている。さらに、DVD・BD 等の視聴ができる AV ブースやビデオ作品制作のための撮影機材の貸し出し、スタジオを利用した撮影や音声の収録ができるスタジオも整備している。メディアパーク以外では、3 号館に 22 台、7 号館に 18 台のパソコンを設置している（パソコン設置台数）。このような形で、教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や短期大学運営に活用し、学生の学習成果が獲得できるよう、学内の情報機器整備を行っている。

本学のネットワーク環境は、学外向け回線として 10Gbps で SINET（千葉）と 1Gbps で SINET（柏）の帯域保証型 2 回線を利用している。学内基幹ネットワークは 10Gbps を可能な配線とし研究室、一般教室、実験室等には情報コンセントを設置している。また、学内各所に無線 LAN スポットを設置しており、殆どの教室や図書館などで Wi-Fi の利用を可能とし、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している（学生便覧 2024 pp.231-248）。

教員は、新しい情報技術である Microsoft365 や Moodle を活用したオンライン授業を実施するなど、効果的な授業を行っている（ウェブサイト「SEITOKU 教職員サイト」https://seitoku.sharepoint.com/sites/SEITOKU_Portal）。コロナ禍を経て、現在は原則対面授業を実施してるが、学習効果が認められる場合は Microsoft Teams を活用した双方向型授業や、Microsoft Forms や Moodle など活用した授業課題の配布・回収やテストの実施など

を行っている（シラバス）。授業の特性に応じて、音楽関係のアプリや画像・映像編集アプリなども活用して効果的な授業を展開している。なお、学生には入学時に各学科における学びの内容や授業方法に適したスペックを有するパソコンの購入を推奨している（パソコン準備のお願い）。また Microsoft365 の Teams、Outlook、Forms、あるいは Active Academy Advance 等を短期大学運営に活用している（ウェブサイト「SEITOKU 教職員サイト」https://seitoku.sharepoint.com/sites/SEITOKU_Portal）。

特別教室については、コンピュータ演習室を 8 室整備しているほか、保育科の授業で使用されている ML 教室を 2 室整備されており、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために、整備し、有効に活用されている。